

ておる。しかしそれは国策として財政投融資に金を回すことが悪い別にして、加入者の国民の側から見るならば、そのことはそれほど問題ではないわけだ。それは保険法の第一条にもそういうことは何も書いてないのです。したがって、いま財政に金を回せるから簡易保険がいいのだという理屈は加入者の側から見れば成り立たない。それならば加入者本位にした、そして民営の保険とは違う国営の保険の特色が生かされてこなければ、近い時期に簡易生命保険国営という理由を失うだろう、私はこの点を非常に懸念するのです、どうでしょうか。

○原田国務大臣 いまお話しのように、民間の保険というものが非常に大きく運営されておいて、いわゆる保険料等も国営だからといって決して特色が目立たない、あるいはその他の点についても何か特色というものがなく今後のことについて懸念がされるというお考えは傾聴すべきものであると思います。したがって、いま話の中にある人たちは直接関わらないけれども、その金が財政投融資というものを通じて社会に貢献しておる利点というものを考えていかなければならぬのではないかと、こういう御意見もまさに傾聴すべきものであると思います。

なお、私どものほうといたしましては、これらの点も含みながら、なお民間と比べて保険料の問題等々保険加入者に対する利益の多くなるようなことを考えながら今後努力をしてまいりたいと存じます。

○阿部(末)委員 これはあとで議論したいと思いますが、この簡易生命保険のお金が財投に回るから実は結果的に運用利回りが非常に低くなる、加入者にとってはこういうきわめてデリケートがあるわけだ。したがって、私が申し上げたいのは、財投に回るからいいのだという理屈は加入者の側からは成り立ちませんよということなんです。この点は後ほどまた運用のところで少し議論したいと思っています。

今回の改正の第一点は、いわゆる保険金の最高制限額を三百万から五百万に引き上げたい、これが第一点のようでございますが、その理由をもう少し詳細に、時間はあまりかけなくて、要点をかいつまんでお知らせしたいと思っております。

○野田政府委員 簡易保険の保険金最高制限額につきましては、御承知のように、法律で被保険者一人につき三百万円と現在定まっておりますわけであり、今回お願いをいたそうとするのは、これを五百万円まで引き上げたい、こういう理由でございます。三百万に引き上げましたのが四十七年の五月以降であります。したがって、それ以降最近におきます社会経済事情の推移等を考えました場合に、生命保険としての保障機能としては三百万円ではまだ十分ではないか、したがって、簡易保険事業の使命を十分に発揮し得ない状況にある、このようにわれわれは判断いたしましたのでございまして、そのほか、加入者といえますか、一般国民の方々からもこの保険金の最高制限額を引き上げるよう相当強い要望が寄せられておるわけでございまして、

さらに、この保険金最高制限額を定めております考え方として、われわれは二つ考えておるのでございまして。第一点は、被保険者が死亡した場合の最終医療費、それから葬祭費及び遺族の当分の間の生計費、これをまかなうためにはどの程度の金額がよろしいかという観点から第一点、第二点といたしましては、被保険者が満期を迎えた場合、満期になりました以後ずっと生存しております場合の老後の生活安定に必要とする金額というの現在の時点でのくらいだろうかという点が一つの判断の基礎になるわけでございまして、これらの点を彼此勘案いたしまして、いまの段階では一応五百万が妥当であろう、このように判断しておるわけでございまして、

○阿部(末)委員 私は、後ほど申し上げますが、別の資料からも大体五百万という引き上げは妥当であろうと考えます。ただ、今日の経済情勢あるいは保険加入者の声によって三百万を五百万に引き上げなければならないという判断が行なわれておるにもかかわらず、定期保険を除いて他の簡易生命保険すべてが来年の四月からしか実施されないという理由は一応どこからくるのですか。

○野田政府委員 御承知のように、定期保険と申します保険種類は、生命保険本来の機能でありまして死亡保障だけを目的としておるものであります。したがって、当然保険料が比較的低廉であります。加入者にとっては保険料の負担が軽く、保険料と比較して比較的高額の保険に加入し得るという保険種類だ、このように考えます。なお、現在簡易保険が一月一日から定期保険を発売いたしておりますが、この一月末現在におきます定期保険の一件平均保険金額が現在二百万円というところになっております。さらに、現在最高額が三百万円でございますが、この最高制限額までの加入契約件数が総件数の四一%、こういう件数を示しております。したがって、養老保険に比べて、この定期保険につきましては保険金の最高制限額引き上げの緊急性といえますか、これが相当強い、このように判断をいたしましたわけでありまして、そこで定期保険につきましては、ひとまず養老保険より先に制限額を引き上げることになりました。この時期につきましては、民間保険の実情等を考慮をいたしまして、本年の十月からお願いをいたしたい、このようにいたしましたわけでございまして、

なお、定期保険以外の簡易保険の全保険種類につきましては、民間保険の実情等を考慮いたしまして、新年度から五百万円に引き上げていただくたい、このようにお願いをいたすわけであります。

○阿部(末)委員 大臣もお聞きのように、定期保険というのはごく最近でできた制度です。確かにこれは掛け捨て保険で、生命保険としての一番本流をなすものともわかりません。しかし歴史的に見るならば、これは一番新しくできた制度なんです。簡易生命保険の本流は、やはり満期性あるいは終身性の、いままでずっと続いてきた養老保険

なり終身保険が大本本来の主流をなしてきたものなんです。今日の経済情勢を勘案をして、三百万では少ないから五百万に引き上げようという議論になって、提案に至った。しかるにこれを実施するのは来年の四月ですよ。これは一体どういうわけですか。私は定期保険を早く実施することにも何と反対しているのではないのです。すべての保険の種類について、事務的にできる最も近い時期に実施すべきである。そうでなければ趣旨が通らないでしょう。今日の経済情勢で五百万必要になったと言いつながら、来年の四月からやりましょう、そんなばかなことがありませうか。なぜことしの四月からやらないのですか。四月から事務的に困難ならば七月からとか、あるいは定期保険をやる十月からとか、一斉にこれは引き上げていい。何かいいますのが、だから私は冒頭に、大臣に簡易生命保険の特徴を問うたわけですけれども、もはや三百万という低額では間に合わなくなつたから五百万にしたい。来年の四月に経済情勢がどう変わるかわからないのです。いまの経済情勢に見合つて五百万が必要だという結論を出しておりながら、来年の四月からやりましょうなんの、そんなばかな話がありますか。あなた、どうお考えですか。

○野田政府委員 定期保険につきましてことしの十月一日から引き上げをお願いしたいと申し上げましたのは、先ほど申し上げた理由に基づくわけでございますが、確かにわれわれ簡易保険だけの立場から申し上げました場合に、いろいろ事務的な準備の都合もございまして、お話がございまして、したように即刻ここで上げると申されまして、あるいはなかなかそうはいかない場合もあるかと思ひますが、来年の四月一日ということにいたしました事由は、先ほど申し上げました民間保険の実情等を勘案し、ということが実は理由でございます。

と申し上げますのは、現在、御高承のとおり、簡易生命保険というのは政府の独占事業でござい

ませんで、民間の生命保険会社におきましてもこれを営業いたしております。民間生命保険会社の無審査保険におきまして最高限度額というものは、現行ほとんどの会社が三百万というところになっておりまして、大体簡易保険と並んでおります。さらに農協におきましても生命共済を営業をいたしておりますのでございまして、この無審査共済におきまして最高限度額も大体横並び、こういう実情でございます。現在この生命保険事業の中におきまして基本的な姿勢といえますか、むだな競争を避けて、お互いに特色を発揮して、共存共栄をはかっていこうという考え方がいたしますと、簡易保険だけが先に飛び抜けて、ここで――簡易保険は確かに大きな組織であります、国を背景にしております。その他整備した外野組織等も持っております。そういう意味では、私は無審査保険の限度としては相当高額の限度額に耐え得ると思えますけれども、いま申し上げましたような生命保険業界におきまして実情から、来年の四月一日というようにところが妥当であろうか、このように考えたいわけでございます。

○阿部(未)委員 大臣、ぼくは特に大臣に質問をしておるのは、事務当局としては私は限界だろうと思ひます、いわゆる国全体の施策があるわけですから。したがって、大蔵省等と話し合ひをすれば、民間、民営の保険を圧迫するようなことになつてはいけなからというふうな理屈があるだろうと思ひます。しかし、だから私は大臣にお伺ひしたのですけれども、それは民営の保険のお金が国策である財政投融資に入つていきますか。行かないでしょう。これはあくまでも民間の保険は民間の保険として利益を追求しながらやられておるのです。だから国営の保険の違ひはそこにあるといふことをぼくは言つたでしょう。いい悪いは別にして、少なくとも簡易生命保険の積み立て金は財政投融資という国の施策に沿つて動かされておるのです。民間の保険が同じように財政に金が回つていくならば、これは歩調をそろえなければならぬといふのはわかるでしょう。ただ、無

審査の最高制限が民間が三百万だから簡易保険も三百万にしなければならぬという理屈が成り立つならば、反面において、民営の保険の積み立て金の運用も国策に沿つて財政投融資に入りますか――いい悪いは別です、入りますかというのを聞きたいのです。この大きな違ひがある。もう一つ、後ほどまた議論をいたしますが、割り増し金つきの保険を出して総需要の抑制、貯蓄の奨励をやるというところが次の施策になつておる。そう来年度の四月に延ばすという理屈はどこにもないはずで、ただ、その辺になればもはや政治的な判断で、大臣がどう考えるかによつてきまるはずなんです。だからこの点を私は大臣に聞きたいのです。どうですか。

○原田国務大臣 お気持ちは私も共通でありますけれども、このことをきめます際に、保険事業といふものの全般について考慮をした、こういうこととで御理解を賜りたいと思ひます。

○阿部(未)委員 ただそれで理解をしてくれと言われても、加入者の立場からはなかなか理解しにくい、あるいは国の施策全体としてもどうも理に合わない。極端な言い方をすれば、民営の保険を助くるために国営の簡易生命保険がこの実施の時期等においてまで犠牲にならなければならぬ、それではどこにも特色はないではないかという理屈になつてくるのです。

大臣、ことしのいまの物価と来年の四月の物価はあなたは変わらなと思ひますか。国の経済見通しでも、来年四月は相当物価が上がるという見通しになつておるのです。算定したのはいまの物価ですよ。いまの物価で算定して五百万円が必要であるという結論を出しながら、これを一年先にやろうなどというはかなことが今日の経済情勢の中でありまして、それならむしろこういふはかなことをいわずに、定期保険だけを十月から上げます――あとは提案しなければいいのです。ところが提案はして、来年の四月からやりましょう、そんなばかなことが通りますか。やるなら全

部一緒にやるべきです。やらぬなら民間にもうみんなおんぶさせて、簡易保険はやめてしまつたらいいじゃないですか。特色がある特色があると言ひながら、少しも特色が生かされてない。これは一体どういふ意味ですか。もう少し簡易生命保険といふものの本質をあなたがつかんでおるならば、国の施策全体の中でこれをどう生かしていくかといふことについて腹をきめて大蔵省あたりと折衝をしてやるのが筋じゃないですか。それとも、そんなに民営の保険と競合をしないのなら、いっそ運営を全部、郵政省あなたのところで大体やつておるのだから、財政なんていわずに、ほんとうに加入者本位の保険に切りかえてしまつたらどうですか。こうなればそれはどっちか二者択一ですよ。片方では民営の保険を考慮しながら

と言ひ、片方では集めた金は財政に持つていかれて安い利息で回されて、運用金の利回りは低い、これは後ほど出てきますがね。それでなおかつ気がねをしなればならないという国営の事業がありますか。もつと理解をしてくれと言われても理解しにくいですが、もう少し明確に、私が納得できるように、かくかくの理由で来年の四月だといふことを説明してください。

○野田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように現行の最高制限額を三百万円に引き上げました時期は昭和四十七年の五月でございます。したがつて、三百万円の実績といひますものにつきましては現在のところ一年半少々の実績でございます。したがつて、われわれの立場として、多々ますますと云々と語弊があるものであります。確かに最高制限額は相当高いところをわれわれは希望をいたすわけでありまして、先ほど御説明申し上げましたのは、民間生命保険との関係だけに重点を置いて申し上げたのであります。が、われわれの事業の中におきまして、現在最高制限額の三百万円まで入つております件数が総新規契約件数の中での程度を占めておるか、あるいは新規契約の平均保険金額がどの程度であるか、及び支払つていただいております平均保険

料、新規契約の保険料がどの程度であるかといふようなことを勘案いたしました場合に、確かにいろいろ問題点はあるかと思ひますが、一応いますぐというよりも、諸般の情勢を考慮して来年の四月からお願いをしたほうがよろしいのではないかと一意見が第一点。

第二点は、これは確かに民間保険との関係の考慮からでございますが、いままでの簡易保険の歴史は実は最高制限額の引き上げの歴史と言つていいくらい、これは大正五年に創設されて以来のいろいろの歴史がございまして、これは御承知のとおりでございますが、一挙に二百万円限度額を引き上げるといふのは実は今回が初めてでございます。お説のような経済変動あるいは非常に経済が激しく成長してある時代であればこそと思ひます。ありますが、いままで一番大幅に上げたのが二百万から三百万といふ一万五千の引き上げでありまして、二百万も一ぺんに上げられるということについての民間保険の影響というのは民間の各社では非常に憂慮をいたしておりました、今回四百万円程度でひとつやつてくれなからというふうな要望もわれわれは非常に各方面から受けたようなわけでありまして、まあ四百万円の数字につきましては、保険としてのいろいろな考え方からわれわれとしてはぜひ五百万円に踏み切りたいという基本的な考えがございまして、そういう点で時期的な点で少し調整をとつた、まあ内幕を申し上げますとそういう実情でございます。

○阿部(未)委員 内幕はわかりましたが、これはたしか保険局がつくった資料と思ひますが、引き上げの理由あるいは根拠、先ほど保険局長おっしゃつたとおり、たとえば死亡した場合の最終医療費、葬祭費、遺族生活費、あるいは満期になった場合の老後の生活安定費、こういうようなものが基礎になつて算定をされたことは間違いないわけだ。その結果五百万は最高必要であるといふことで五百万という数字が出てきたのです。いま諸物価が異常に高騰しつづつあるし、近く公共料金――電気料などはきよう申請が出たよう

ですが、これから十月にかけて消費者米価からさらに郵便の小包料金なども若干変わっていく、公共料金の相当大幅な値上げが行なわれるということとは、ことしの三月時点における日本経済の実態と来年の四月とは大きい変わりが出てくるというように私は思うのです。

いま一年先のことをきめるといふのはどういふ無理な話だ。それならばもうこの法案を撤回して、定期保険だけはやりましょう、あとは来年の三月に再提案しますと言ったらどうですか。そうしてそれが八百万になるのか一千万になるのか、その時点で見合う額にきめればそれが最も当を得たものであって、この物価変動の著しいときに、いまの算定の基礎によって来年の四月から五百万にしようなんということは、これは理屈の上でも成り立ちませんので、来年の三月あらためてこれは議論しようではありませんか、どうですか。

○野田政府委員 まあ私もどうもいたしまして、確かに先生のお説もあろうかと思いますが、ことしの十月から定期保険につきまして五百万円にお認めいただきますならば、ほかの全保険種類につきましても、現在の時点で、来年の四月から上げてやるぞ、こういう御承諾をぜひいただきたい、このようにお願いを申し上げます。

○阿部(未)委員 お願ひされて済み筋のものじゃないのですけれども、私もほんとに人がいいものですから……了承はできませんよ。理論的には私はどう考えてもこれはおかしいと思います。ことしの三月の物価で算定して五百万必要であるものを、これからどう変動するかわからない物価の見通しも立たなくて、来年の四月からやりましょうなんということはおよそばかげておると思いますが、まあせつかく提案をされておるのですから、提案の趣旨については了解をしましょう。

そこで、その次にお伺いしたいのですが、無審査保険ですね、無審査保険の限度というものが、無審査保険で、大体どの程度までが無審査保険の限度になりましょうか。数字的にどういう結論が出ます

か。

○野田政府委員 無審査保険としての最高限度額の程度の御質問でございますが、無審査保険として引き受けられる限度額につきましては、これは当然逆選択の排除といえますが、危険防止ということが非常に主眼であります、一応保有契約件数、平均保険金額、さらには面接監査等の励行によりまして良質契約をいかに確保するかというようなことからよってきまろうかと思ひます。簡易保険の限度額につきましては、御承知のとおり現在約四千八百万件近い膨大な保有件数を持っておりまして、そのほか安定した外野組織を持っておりまして、こういうことを考えました場合に、相当高率に定めても危険性はなからうかと思ひますが、大体目の子の計算によりまして、一千万円以上という数字は出ることになっております。

○阿部(未)委員 無審査の場合には特に注意をしていただいて、正直者がばかを見るようなことがないようなことをやらないと、往々にして、すでに発病しておるような人たちが無審査を寄貨として加入をするというようなケースもあるようですから、これは十分配意しながら、しかし総体的にどのぐらいいけるものだろうかというのを伺ひしてみたいわけですが、大体私も一千万ぐらいまでいいじようぶじゃないかという気がしておったのです。

次にお伺いしますが、大臣、去る三月の二十八日に参議院の大蔵委員会でも田中総理が簡易生命保険の保険料を引き下げるという、こういう言明をなさったという新聞の見出しです。内容は引き下げるまでなっていないのです、検討をするとかになっておるようですが、まず引き下げるということに新聞の見出しはなっております。その理由は、郵政省が古い生命表を適用して運営してきたから、民営の保険では、新しい生命表を適用したから早く保険料額が下がったのに、簡易生命保険では古い生命表を適用して保険料を高いまま徴収してきておったから、この辺でひとつ新しい生命表を適用、使用して保険料を下げるのだ、こういう

説明になっておるようでございます。そうすると、簡易生命保険の場合には、古い生命表を使用することによって不当に高い保険料を取ってきたという逆説になるわけですね。これはそういうことになっておりますか。

○原田国務大臣 この問題につきましては、田中総理が予算委員会でもございましたが、いま大蔵委員会とおっしゃいましたが、竹田さんにお答えになったのが記事に出ておまして、さっそく私も調査をいたしましたのでありますが、田中さんは郵政大臣もいたしておられますから、このことらについては内容をよく御存じであると思ひます。そこで、その答えておられることは、お問ひが、いま民間の保険料とそれから簡易保険の保険料との差があるが、その審査をするのに差異があるのではないかと、その審査をするのがあったのではないかと、これは阿部さんはもうすでによく御承知のとおり、民間のほうでは、民間の生命表というのでございますが、これを使っておりますが、わがほうでは、国勢調査のつとりまして、五年ごとこれをやっております。いま日本人の寿命が延びてきておりますから、これが延びてきておるといふと、簡単に簡略して言うに保険料も下がってくる、こういうことにつながっているわけでございますが、ことしは作業がおくれておりました、まだ厚生省のほうからこれが出ておらない。わがほうではそれにのつとて保険料の引き下げを行なうという検討はいたしておるようでございますが、非常に具体的な問題でございますから、政府委員からな御答弁をいたさしたいと思います。

○阿部(未)委員 政府委員の答弁を承る前に伺ひしておきたいのですが、これは二つ方法がありまね。現行でも剰余金としてこれを分配するといふ方法をとっておるわけですね。この方法が一いついままでもとられた方法ですが、いやしくも総理大臣が国会で約束をされた以上、これは新しい生命表によって保険料を引き下げざるを得ないだろうと思ひますが、もしその方法をとるとするな

らば、剰余金は減ってくるわけでしょう。剰余金の分配は当然減ってくると思ひますが、どのくらいそれが減って、逆に新しい保険料は現行保険料の何割程度を引き下げることができるとか、その実施の時期はいつごろになるように考えられるか、これはびしょっとした数字は出ないでしょうから、大体の見通しでけっこうです。

○野田政府委員 先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、四十五年の国勢調査に基づきます第十三回の生命表が厚生省から発表あり次第、それを契機にいたしまして、そのほか予定利率の引き上げなり、事業費率の改定というようなものを行ないまして、大体ことしの秋、九月一日あるいは十月一日というような期限を切りまして保険料引き下げに踏み切りたい、このように思ひます。

現在、配当は要らないからできるだけ低い保険料という要望が保険に対する需要としては相当強いようでございます。そういうことを考えまして、できるだけ保険料を切り下げる、したがって、まさに御指摘のように剰余金が減りまして配当が減ります。この減る程度につきましては、正確ではございませんけれども、大体三〇%から三五%程度は現在の配当よりも減るのではないかと、このように予測をいたしております。

○阿部(未)委員 大体数字はわかりました。そうすると、私は、現行の保険料額の階級別の百分比、それから保険金額階級別の百分比、これをちよつと調べさせていただきますと、最高三百万に加入をしている方が大体一三・五%ぐらいの割合になると思ひます。これは資料によつて少し数字が違ふんですが、一四・九%という数字の出ているのがあるんですが、一番新しいこの事業概況の月報によつて見ますと、二月の分で大体一三・五%が最高三百万に加入をした方々の件数です。

簡易保険の総件数の中の件数が一三・五％。そうすると、かりにこう考えられます。三百万に一三・五％の人が入っておるといことは、百五十万に二七％の人が入っておるとの保険金額では同じになることになりすね。そういう理屈でしょう。したがって、これは保険金額として占むる割合は非常に大きくなるわけですね。この一三・五％という三百万の最高は相当大きい割合になるといわざるを得ません。件数では一三・五％だけれども、保険金額として占むる割合は非常に大きいものになってきておる。いま積み立て金が四兆五千億ですか、その中で占むる割合は大きくなってくると思いますが、そうすると、したがって、私は保険金を五百万に引き上げるといことは、その意味ではきわめて妥当性がある。

ところが一方、保険料額別の百分比を見ますと、月額三万円の掛け金をする人は〇・〇％、一人もないのです。大体数字によると、月額一万円までの保険料を払い込んでおる方が九一・五％になるのです。そのことは、保険金額については三百万以上を期待しながら、納める保険料については月額一万円がまず限度だということを意味しておると思うのですが、これはどうでしょう。

○野田政府委員 先生御指摘の件数につきまして、われわれが統計をとっております一番新しい、ことしに入りましてからの二月の分の統計だと思っておりますが、御承知のように、簡易保険の実際の契約のあり方と申しますのは必ずしも全部が新規に簡易保険に加入するといふケースは比較的少なくなつてきておりまして、追加加入といひますか、募集する側から申し上げますと追加募集、こういう形になりまして、これは簡易保険を利用していただいております階層といふものが全国民とはいひながら、やはり普及率といふようなものを現実にとらえてみますと、約三割程度という数字が出てきております。したがって、御指摘のこの金額別の統計及び保険料の金額階級別の統計というものは全然新規の契約だけが拾い上げられておるものではなく、その積み重ね

募集、累積しました契約というものがやはり新規契約の件数で出てきますので、そういう要素も一応考慮しなければならぬかと思つておりますが、確かに先生御指摘の部分も相当程度はやはり妥当するものだ、このように考えております。

○阿部(末)委員 それは保険局長、あなたちよつと勉強不足で、私は二月の統計と、それから昭和四十八年度の二月までの統計と、さらにいま郵政省が保有するすべての保険件数の中の割合と、三つのものを対照してものを言っているのです。二月にできた新しい契約だけを言っているのじゃないですよ。ほとんど数字は変わりません。ただ一つ違うのは、おたくのほうにあるなら見てください、一月に出した統計で二〇ページの十一表に三百万の契約が保有件数の中の一四・九％という数字になっている。これは私はちよつと納得のいかない数字です。大体ほかの統計によると一三・五％前後なんです。これだけが四・九％という数字で納得がいきませんが、これはそう大きい差ではないから取り上げませんでした。結局、今日まで郵政省全体が保有しておる中で、三百万の契約が何ほあるか、掛け金のほうで一万以上が何ほあるかということそれぞれについて検討してみても、大体申し上げた数字です。一万円以下の保険料を納めておる者が全契約者の九一・五％、それから三百万以上の契約をしておる者は、この数字が正しければ一三・五％から一五％の間だ、こういう理屈になると思うのです、どうでしょう。

○野田政府委員 あるいは私が先生の御質問を聞き違えたかと思ひますが、一点申し上げたいのはこの二月の事業概況の、一月に発行しましたあれでございますが、御指摘の一三・五％でございますか、このパーセントと一四・九％につきましては、最初の計数につきましては昭和四十八年四月以降の累計ということで出ておりますが、一四・九につきましては四十九年一月四日以降に締結せられた契約ということでございます、ちよつと統計のとりの方の時点といひますか、期間が少し

違つておる、こういうことにならうかと思ひます。

○阿部(末)委員 いずれにしても私はそのことを特に申し上げてはいたないのですよ。三百万契約といふのは大体一三・五から多くても一五％の範囲だ。どつちの数字をどうとつてみしても、一月のを見て二月のを見ましても、大体そんなものじゃないですか。三百万以上に加しておる者は一三％から一五％の間ぐらいだ。したがって、これはしかし保険金額に直せば大きい額になるということとは、とりもなおさず保険金額を引き上げる必要がある。五百万に引き上げる必要がある。その点は私はそのとおりだから賛成だといふのです。ただ、五百万に引き上げた場合に、一方保険料額のほうで調べてみますと幾らの掛け金になるか、それは保険の種類で違ひますからわかりませんよ。しかし、大体一カ月に掛け得る能力といふものは、この数字から見ると一万円以上の月額保険料を納めておる人の数は大体八・三％前後ではないかといふ数字になるわけです。そうすると、言いかえれば九一・七％といふ人は一万円以下の保険料を毎月納めておる、そういう契約をしておるといふことになるのです。したがって、負担の限界は保険料としては一万円ぐらいまでが限界になつてくる、保険金額としては三百万を五百万に伸ばすことを期待しておる。だから掛け金を、保険料のほうをどう安くして保険金額のほうをふやしてやるかといふ問題が起つてこなければならぬはずだ。そういう趣旨の質問です。どうですか。

○野田政府委員 確かに先生のおっしゃるとおりだと思ひます。私がちよつと舌足らずでございまして行なつておりませんので、先生がとられました計数といふのは要するに積み重ね、一人で五件も六件も入つておられる方もあるかと思ひます。が、そういうものもやはり計数としては新規契約で出てきます。そういう関係で一件平均の保険金額なりあるいは保険料が低くなつておる、こういう

うことを申し上げたわけでありまして、私どもとしては、今回の法案の改正でも最低制限額を十萬から二十萬に引き上げたいということをお願いいたしておるわけでございますが、そういう非常に小さな契約の金額及び保険料額も入つておるといふことをちよつと申し上げたかったのであります。まさに今度最高制限額の引き上げがお認めいただけた場合には、さらに保険金額も平均的に上がると思ひますし、さらに平均保険料も相当上がると思ひます。

ただ、現実の簡易保険契約でなくて、われわれが昨年の十月に調査をいたしました全国的な調査があるわけでございますが、これは市場調査を行ないました。その際に、保険料として支払える限度額は一世帯平均で申し上げますと、約一万三千六百円という数字が出てきております。これも御指摘のように、確かに貯蓄性の非常に強い養老保険といふようなものの保険料としましては五百万円の保険を購入するに不足でございます。しかし、定期保険なりあるいは特別終身保険なりあるいは特別養老保険、こういうものを購入していただく分にはこの一万三千六百円の保険料で一応五百万円の保険が購入できるのではないかと、このように考えております。

○阿部(末)委員 局長、これは簡易保険に加入をする際、確かに申し上げるやうに一世帯としては一万三千円の負担能力があったとしても、Aの子供を保険に入れたBの子供を保険に入れないといふわけにはいかぬわけですね。したがって、Aの子供も保険に入れ、Bの子供も保険に入れたときの一件当たりの掛け金の料額は、さつき申し上げたやうに大体二万円以下が九〇％をこしておる、こういう数字になるわけです。ですから五百万という保険をつくつて、Aの子だけ入れれば一万三千円負担ができるかも知れないが、Bの子供を入れば二つは入れないといふ理屈になるから、そうすれば三百万を二つに分けざるを得ぬといふやうな結果にもなつてくる。だけれども、私がお願いしたいのは、保険金額は多いことを期待しながら

も保険料の月額払い込みはそう大きくは期待ができませんよというわけなのです。そこを十分考えてこれからの施策を立てないと、保険金額が五百万になったからだれもかれも入ってくれらるかと、保険料額を納める能力がないから、負担能力がないからそうはいきませんよ、その辺をどう調整していくか、これからの課題になるのではないのでしょうかという事を申し上げたかった。それでよろしいですか。

それでは続いて、次に大臣、今回の二点目の改正の要点は、いまの倍額払い、不慮の事故等によって死亡された場合に保険金の倍額払いの制度ができておりますが、この倍額払いの制度に、さらにその払い込んだ期間に応じて剰余金の分配を行なうという趣旨のものでございます。この問題は四十六年五月十二日のこの委員会法改正が出されて、そのときの内容は、大臣、こうだったんです。剰余金の中から、いままで保険契約をしておいた方々で不慮の事故にあつた方々には倍額差し上げます。ところが、だんだん剰余金が多くなりまして、倍額よりも剰余金をもらったほうがたくさんもらえる人が出てきたわけです。不慮の事故にあつた、保険金の倍額払いを受けるよりも、剰余金のほうが倍額の上になる、こういうようなのが出てきたので、そこで剰余金の分配が倍額以上になる場合には、剰余金をもって倍額払いとしたことにみなす、剰余金が倍額以内の場合には倍額で差し上げます、こういう改正であつたんです、四十六年の改正が。

そこで、私はこういう主張をしたんです。本来剰余金というものは、この簡易保険に加入をして掛け金を払い込んだ期間、いわゆる貢献度によって剰余金が生じておるのですから、したがって倍額払いをする場合でも、加入して二年目に死亡した方も倍額、二十年満期の保険で十九年かけた方が死んだときも倍額、これでは無理があるから、二年目の方の倍額はけっこうですが、十九年かけた方については、倍額のほかに剰余金の分配を若干でも行なうべきであるという事を私は強く主張したんです。当時の保険局長は中田さんでした。できないと答弁した。できないと答弁してから三年でしよう。今度はやるといふんです。一体保険局の姿勢はどうなつておるのか。国会をどう考えておるのか。私はきわめて不愉快です。三年前に私が同じことをくどくど主張したのに、できませんと答えておきながら、いまになつてやりましょうというんです。これは一体どういふわけですか。

主主張したんです。当時の保険局長は中田さんでした。できないと答弁した。できないと答弁してから三年でしよう。今度はやるといふんです。一体保険局の姿勢はどうなつておるのか。国会をどう考えておるのか。私はきわめて不愉快です。三年前に私が同じことをくどくど主張したのに、できませんと答えておきながら、いまになつてやりましょうというんです。これは一体どういふわけですか。

○野田政府委員 私、記録で調べましたところ、先生おっしゃいますとおり、第六十五国会だったかと思いますが、そういう議事録が残っておりますが、当時の責任者が答弁いたしました趣旨は、当時の簡易保険の経営状況あるいは剰余金の発生状況等からいたしますと、やはりその時点ではちよつと無理であつた、このように判断をいたしました。御答弁申し上げた、このように思います。それ以降三年経過をいたしました、簡易保険の経営も非常に順調に進んでおりまして、当時と比べますと、各種契約の契約等につきましてそれぞれ剰余金の配当がたしか六カ月分以上、全部の契約につきましてたぶん六カ月分以上程度くらいにまで剰余金が増えておると思ひますが、そういう点を考慮いたしまして、また先生が御指摘のような次第もありまして、ひとつ契約者サービス向上のため一応踏み切る、また踏み切るだけの条件が整つた、このように御理解願えれば幸いだと思います。

○阿部(末)委員 だから私はそのときに、剰余金の分配を、他の満期やそれから一般の死亡のいわゆる倍額払いをしない場合の剰余金分配と同じ率でやれとは言わなかつたんですよ。わずかでもいから長く貢献した人には幾らかでも色をつけて差し上げるべきではないかという事を主張したのです。今日の提案では全額上げるんですよ。これは一般の満期の場合と同じだけ上げるわけですからなかつたことなんです。ものの考え方として、私が主張した、二年で事故にあつてなくなつた方も倍額、十九年間もかけておつてなくなつた方も同じ倍額では無理であるから、その十九年の方には色をつけるべきだということを強く主張したのです。それができませんとやつておつて、いまになれば剰余金そのまゝ全部上げられますというんです。それならあの時点ですべて、その半分なり三分の一上げられたはずなんです。それを前向きで検討しようとして、大体国会でわれわれが一生懸命議論するのをうわのそりで聞いておつて、三年もたたぬうちにまたやり直さなければならぬ、こういう結果が出るあなた方の態度についてばくは指摘をしておる。この制度は賛成ですよ。これは賛成ですが、もう少し国会の議論というものを真剣に聞いてもらいたい。そのときにもう一つ問題があつたのです。そのときのもう一つの問題点は、特別終身保険というものをつくつたんです。本来終身保険というものは死んだときに保険金を払うのが終身保険です。ところが、さつきお話がありましたように国民の平均余命も延びてきた、そこで、終身保険ではありますが、加入して十年たつたならば二割だったんですか、それから二十年たつたならば六割ですか、何かはつきり数字は覚えませんが、要するに、生きておるうちに終身保険で払ううちの一部をお払いしようというものが特別終身保険という制度です。いいですか。ところでそういう制度ができるのはけっこうだが、ところがこれは五十歳から加入だつたと思ひますけれども、そういう制度ができたと同時に、すでに五十をこえておる方々がいままで終身保険に入つておる、その方々が、寿命が延びたのだから私も生きておるうちにもらいたいという希望が出てくるから、終身保険を特別終身保険に乗りかえさせる手段はないか、生きておるうちに幾らかでも差し上げる手段はないかという事を、やつぱり中田さんですが、私が強く要請したのです。それは非常に技術的に困難だと思ひました。しかし今日電算機を使つて、困難もハチの頭もあるかどうかは言つたのですが、これは非常に無理ですので、そこで

中田さんが考え出したのは、終身保険の加入者の方々にせめて生きておるうちに剰余金の分配ができるようなことをやりたいと思ひます、こう答弁したのです。これもそれから三年です。そういう制度ができましたかどうか。

○野田政府委員 現在まだそういう制度はできておりませんが、先ほど倍額払いの際に剰余金を支払うという点に關しまして御答弁申し上げましたように、経営状況も非常によろしく、かつ剰余金の公平な分配ということができるようになつてきておりますので、普通の終身保険の既契約につきましても、御指摘のような被保険者が生存中に剰余金を支払ひまして、これは具体的に喜寿とか米寿とかいろいろあるかと思ひます、あるいは八十歳のときとか、そういう際をなお検討いたしまして、ことし中に実施に踏み切りたい、このように検討中でございます。

○阿部(末)委員 いま大臣、保険局長からお約束があつたから間違いないと思ひますが、あなたもよく聞いておいてください。終身保険に入つておる方々で一定の年齢に達した際に、本来ならば終つたときに差し上げる剰余金の分配を、生存中に差し上げる制度をつくるとお約束したわけですよ。大臣、いいですか。

○原田国務大臣 よろしくござります。

○阿部(末)委員 はい、わかりました。

じゃ、次の質問に移りますが、三点目の改正点は、簡易生命保険に割増金付簡易生命保険をつくりたいという事になつておるようです。これはどういう構想なんですか。大体その内容を簡略にひとつ説明してください。

○野田政府委員 簡易保険で発売いたそうとしております割増金付簡易保険の内容につきまして、簡単に申し上げます。

具体的事項につきましては簡易生命保険約款で定めるところになつておりますが、その骨子を申し上げますと、その取り扱いの対象となります保険種類は、全期間払い込みの十年満期養老保険一種類であります。これは、現行の簡易保険

の保険種類のうちで一番貯蓄性の強い保険種類であります。さらに保険金額五十万円を一口としたしまして一口ごとに一枚のくじ引き票をつけることにしております。一万口を一組にして抽せんを行ない、各組ごとに一等五百万円一本、二等百万円二本、三等十万円十本、四等一万円二百本、五等五千円二千本の割り増し金をつけるというように予定をいたしております。なお、抽せんの時期は、一応取り扱ひ期間を二月間というふうに定めておりますが、この取り扱ひ期間終了後一年を経過した日から一月以内にしたい、このように考へております。なお、割り増し金を支払いますこの割り増し金の原資に見合う金額は、将来支払うべき剰余金というふうなものから差し引く、このようにいたしたいと考えております。

○阿部(未)委員 大臣、この前貯金の改正のときに、いわゆる割り増し金つきの貯金をつくるということでも議論をしまして、大臣は慎重に検討したいということでしたが、どうやら踏み切られたやうでございます。このことをさかのぼって議論する気はありませんが、この割り増し金つきの貯金に例をとって申し上げますと、一年もの場合、あのときも申し上げました、一年もの場合、郵政省の預金金利は六％でしよう。それから民間金融機関の場合は六・二五％、農協の場合は六・三％です。その六％なり六・二五％、六・三％の利息の中から、その一部をさいて、いわゆる割り増し金と名づけて——これは割り増しがついていないのですよ、自分の利息を分けてもらっただけですから。割り増し金つきと名づけて売り出した。ところでこれは市中でどうなりますか。郵便局の一年ものの貯金は六分利がつくんだ。その中で二分をくじに回して四分が普通の利子になるんだ。農協の場合は六分三厘利子がつくんだ。そのうちの三分を預金利息に回して、三分三厘がくじ引きに回ってくる。これは農協のほうが利子が高いじゃないか。民間の銀行は六分二厘五毛だ。民間のほうが高いじゃないか。たった一つ一年ものの定期預金の割り増し金つきを売り出しただけで、郵便貯金

というものは非常に不利な利率だ、民間や農協の貯金の利率は非常に高いのだというイメージを国民に与えつつある。これが、郵便貯金が郵便貯金であるゆえんを守らずに、民間と競合してつまらない割り増し金つきの貯金などばかけたことをするなと私は口をすくばつて言つたのに、あなた方が無理をした結果、いま出てきておる実態です。たつた一口一年ものの定期預金に割り増しをつけたばかりに、郵便局の貯金の利子は安いんだというイメージを全国民に与えてしまった。実際は二年、二年半になれば、複利ですからこの場合は郵便貯金のほうがはるかに利率はいいのですよ。それにもかかわらず、一年ものの定期を割り増し金などばかかなことをいって出したばかりに、六分と六分二厘五毛と六分三厘という貯金の利息を比較をされて、くじの当たる数は少ないし、何だ郵便貯金はというイメージを与えてしまった。私があれだけ言つたのにやつてしまったのです。これは後ほどこの問題が出てくると思ひます。しかも、過去の数字でも明らかになつてこれは長続きするものではないのです。

保険が同じです。いまたつた一つ、十年払い込み十年満期の養老保険について、同じようにこれをやろうとしておるのです。ところで、これは保険局長からいふ説明があつたように、保険金額五十万円が一口なんです。民間がやつておるのは何ぼだと思ひますか。掛け金一千円が一口ですよ。簡保の場合は五十万円が一口、十年払い込みの場合には払い込み金額四千円ぐらゐになるのですよ。そして当たつても当たらずとも最後に剰余金からの分配で二千円引く、解約をしたら還付金から二千円引くというならば、簡易保険は二千円で一口のくじを買うことになるのですよ。二千円で一口のくじを買つて一等が五百万しか当たらない。二等百万は二本しかないので。民間の場合は、千円で一口のくじを買つて一等が一万です。二等百万が三本、三等十万が四十本、こういう割合なんです。そうするとこのくじを買う人の処理は、千円で一千万が楽しめるか、二千円で五百万を楽

しむかという理屈になるのですよ。何だ郵便局は二千円で五百万か、民間なら千円で一千万じゃないか、こうなるのですよ。その口数が幾つ集まつて、当せん率が何ぼあるとかいうようなことはそれほど頭にはないのです。本来くじというものはそういうものなんです。したがつて極端な言ひ方をすれば、千円で一千万の夢を見るか、二千円で五百万の夢を見るかしかないのですよ。おそらく事務当局は、くじの当たる数が何本ございませうとかんとか言ひわけをするでしょうけれど、実際買つてほうにしてみれば、これは馬券でも車券でもそうですが、くじというのは本来そういうものです。したがつて、一千円で一千万の夢を見られる民間の保険、農協の保険におそらく結果的には集中されるでしょう。二千円も出して五百万の夢しか見られない簡易保険の割り増し金なんかは夢があるはずがありませんよ。だから私はこれもしなさんと言つたのです。またあなた方は法律を改正して強引にこれをやろうとしていますが、貯金と同じように簡易保険というものの特色を殺して、国民にダメージを与える以外の何もたないのです。この点について、大臣のお考えを承りたいのです。

○原田国務大臣 これはまあ議論の分かれるところでございまして、私も実際言つと、本流はこういふやり方ではない、貯金の方も保険でもです。ね、私はそういう考えをしております。しかし、いま大蔵大臣みずからが物価の狂乱ということばを使つておるような状態のときにあつて、総需要抑制策というものをまず第一に考えよう、こういう発想のもとからいろいろな施策を行なつてきておられますが、その中の郵便貯金の制度の中で、あるためには銀行の中でお金を集める、総需要抑制というたにひとまず金を集める、値打ちのないお金が出ておるといふことが物価の引き上げ、こういうことになりまして、私のほうでもやめておりました。特別な考え方で、私のほうでもやめておりました。貯金の割り増しということ——いまお話しのように、それは利子の中で扱つたのであつて別に金

を持つてきてくれるわけじゃない、お互いの者が出すんじゃないか、こういうことはそのとおりでございますが、これをやろうということに踏み切つたわけでございます。

一方民間のほうは、これはもうすでにやっております。案外人気がよいということが新聞にも出ておりました。奥さん連中が非常に窓口へ集まつておる。それがかりに成功したというのなら、まあ阿部さんの言で言うと、それと比べてさうかく貯金のほうがよいという点もあつたのに、あいが悪いというところを証明することになるじゃないか、こういう話になるのでありますが、これはわがほうはいま検討して、実施に踏み切る用意をしておるところでございます。くじ引きの期間等をいつにするかというふうなことを考へて、それはそれなりの施策を講じてまいりたいと思ひます。これは保険のほうでも同様でございます。いま、くじ等の話が出ましたけれども、競馬に行きましても、連勝式もあれば単式、複式というふうなものもあつて、配当は少なくても安全性をもつてこつちのほうへいこうとか、それぞれ千差万別な気持ちを入れたら持つたものでございませう。

したがいまして、これはいかぬじゃないかという御議論に対しては、私はその反論をするためにこんなことを言つておるわけではございませうが、これは議論の分かれるところでございませう。やるほうから申し上げますと、正直に言ひまして郵便局は全国にあるわけで、いまお話しのように農協もある、銀行もある、そこらではこういうことをやつておるという際には、私どものほうでもひとつやりたいというところを郵便局のほうから言つてくることもあると思ひます。したがいまして、貯金のこととは私も正直に言ひますとあんまり乗り気じゃなかつたから進んでということではなく、ここで大臣と保険局長とどちがというふうなときにはやれやれといふことは申しておりますが、いよいよ実施をされてくるということになりますと、これは総需要抑制策、こういうことになり

つきましてわがほうも踏み切ろうという決意をいたした次第でございます。

保険の業務につきましても、同様趣旨によりましてこれを行ないたい。この場合に、貯金のほうはすでに法律がございましてからこれは実施をいたすことになるわけでございますけれども、保険の場合にはこれをやり出す際には法律を改正しなければならぬという問題でございますので、いま御提案をいたしておるような次第でございます。まあ阿部さんのほうではやるなということでございます。いろいろ有益な御意見を賜わっておりますのでございまして、しかしこれも総需要抑制策ということのためにとつておるのであつて、いつでもこういうことをやろうということではないという趣旨も御理解くださいまして、御審議を賜わりたいと存じます。

○阿部(未)委員 いずれ数字が出てくると思いますが、貯金も、一年の定期の貯金を割増し金つきで売り出したために定額の募集はかなり後退してくると私は見ておるんです。少なくとも政府がおやりになる以上は、正規の方法によつて総需要の抑制に踏み切るべきだと思ふのです。したがつて、保険金三百万を五百万に引き上げるということになりつゝありますが、その五百万に引き上げることによつて、皆さんの不時の出費なり老後の生活の安定をはかるという保険本来の正しい方向で総需要の抑制をはかる、そのためにはあの実施期日が来年の四月なんてばかしたことはない。そういう正しい方向でこそ総需要の抑制ははかれるべきであつて、射幸心をあおるような方法で一時的にやろうというのはいかには特に政府が管掌している保険事業だから、政府がやつておる貯金事業だから私は言うのです。なぜ正道を歩かないか、こういう邪道を行くか、国民の射幸心をあおつて。しかも総需要抑制はほかに方法があるじゃないか。さつき申し上げたように、来年の四月などといわずに、なぜことしから保険金の五百万をやらないか。そして正しい集集を行なつて、正しい宣伝のもとに国民の総需要抑制を行な

うというのが本来の趣旨じゃないか。その努力をせずに、保険金額の引き上げは来年の四月にしましよ。総需要抑制ならなせことしはこれをやらなさいのですか。そういううりつぱな方法があるじゃありませんか。そのほうは来年の四月にやつておつて、この割増し増し金つきというのですか、いわゆるくじ引きだけはことしやろう、すぐやろう、趣旨が一貫しないです。総需要抑制が本命ならば、保険の五百万の最高制限額の引き上げもことしやしましよ、前へ戻りますが。そうして総需要抑制をやるならば、まだ幾らか筋が通る。本来の仕事である保険金額の引き上げのほうは来年に回しておつて、そうしてくじ引きだけとしやつて総需要抑制でございますと言つたつて、これは通りません。現に保険局長が答えたように、保険金を二百万以上に引き上げてもらいたいという方も相当な数あるとさつきおつちやつた。そういう方は、いまだれば五百万の保険に入つてくださる、そうするとこれは総需要の抑制につながるのです。そのほうは来年に延ばしたでしよう。そして保険事業の本来の趣旨でないこういうくじ引きを、新しい法律をつくつて、これは総需要の抑制でございます。総需要の抑制ならば、両方一緒にやりましよう。おかしいでしよう。どうでしようか。

○野田政府委員 先ほど、実施しようとしておりますこの簡易保険の実施の概要につきまして御説明申し上げたのでありますが、この簡易保険を発売することによつて簡易保険の非常なイメージダウンにつながるのではないかと御指摘がございましたけれども、四月一日から民間保険の会社でもこの種の保険を売り出そうとしたしておりますが、これは三年満期の純然たる貯蓄保険でございます。これは三年満期の純然たる貯蓄保険でございます。簡易保険が実施をしようとしております全期間払い込みの十年満期養老保険、これはいままでの生命保険でございます。当然に死亡保障までもつておりますが、民間のは純然たる貯蓄保障でありまして、死亡の際の保障というものがついていないわけでございますので、おっしゃ

いましたような形での比較というのは私はできないのではないかと思います。

また、実際の取り扱いいたしまして、民間保険での取り扱いにつきましては、たしか月額保険料千円というところにいたしておりますが、実際の取り扱いは三口以上を取り扱う、こういうことにしておるようでありまして、さらに農協の生命共済のこのくじつきの共済につきましては、五年の養老保険についてこれをつけようというふうに聞いております。まだ具体的な細目はわかつておりませんが、そういう意味で、こちらが有利、こちらが不利という先生の御比較並びに郵便局の保険についてのイメージダウンということにはつながらないのではないかと、私どもはこのように考えております。

○阿部(未)委員 いまの点は蒸し返して議論する気はありませんが、本来射幸心を持つてくじ引きをやろうという人間は、千円で一万当たるくじ引きと二千円で五百万当たるくじ引きを引きたら、常識的に千円で一万当たるほうのくじを買いますよと、私はこう言つたのです。これは損得の問題じゃないのです。それは分配の率からいけばどうなるかわかりません。政府がやるのですから、おそらく民間よりも悪いようなことにはならぬでしようと思ひますがね。しかし、買はうの立場からちよつと見るならば、千円で一万当たるくじ引きと二千円で五百万当たるくじのほうに飛びつきますよということを私は申し上げたのです。

それから、大臣もう一点、総需要の抑制の関係です。これで総需要を抑制したいというのならば、いま保険金三百万を五百万にしてもいいという希望は全国にたくさんあるのです。それを早くやしましよ、それだつて総需要抑制の大きい一つの手段ですから、これを来年の四月まで延ばす必要はなくなつてくる、両方一緒にやりましよう。こつちをあなたたちがもう死にもの狂いでやるというなら——私はこれは反対ですよ。

反対ですが、これをやる以上は保険金の五百万のほうをせめて事務手続のできる十月一日くらいから実施する、こういうふうにいきたいと思います。

○野田政府委員 簡易保険の最高制限額の引き上げの期日の問題につきまして、総需要抑制との関係からの御指摘でございますが、われわれそつちの面でもなおくじつきの保険を発売する、こういう双方の点で努力をいたしていきたい。ただ私どもだけの立場からいいますと、確かにいまの時点で、先ほども申し上げましてまた繰り返すことになりましたが、最高制限額を来年の四月といわずに、先般御説明しましたような実情から来年の四月一日ということになつたわけでありまして、これはまたその面からは民間保険のほうでもまた総需要抑制のほうに非常に努力をするだろう、このように私は考えております。

○阿部(未)委員 私はこれは賛成できませんからとくと申し上げておきますが、もうこれ以上議論はいたしません。ただ、いま述べてきましたような趣旨で賛成ができないということだけを明らかにしておきます。

これをやる以上は相当な定員の配置が必要だと思ふのですが、どういふふうな定員を配置することになりますか、どのくらい増員をして行なわせることになりますか、その計画を知らせてください。

○野田政府委員 この割増し金つきの簡易保険の実施によりまして、四十九年度におきましては、くじ引き票を契約者に交付するまでの事務が若干増加をいたすことになるわけでありまして、この取り扱い手続は非常に簡単なものでありまして、また取り扱ひの予定件数、われわれが考えております予定件数等から見ても、特段に要員措置というものを必要と現在では考えておりません。しかし今後の実態等を見まして、必要があれば相当の措置を講じたい、このように考えておるわけでありまして。

なお五十年以降以降になりますと、当せん者に対

する割増し金の支払いというような事務が増加をすることになるのでありますが、これは四十九年度の発売状況等の推移を見まして考慮したい、このように考えております。

○阿部(未)委員 負担が過重にならないように、もしおやりになるのならその点も十分の措置を講じていただくように、これは要望しておきます。

次に、次の法案の運用法の改正の問題について質問いたしますが、この要点は、運用対象とする社債の範囲を政令で定める、これが一点。二点目は、金融債、社債の保有制限のワクをそれぞれ現行一〇%、五%から、二〇%、一〇%に拡大したい、この二点のように理解をいたしておりますが、まず、従来社債については法定されておったわけですが、その法定事項を政令事項に移すという理由はどこにあるか、これを伺いたいと思ひます。

○野田政府委員 今回、簡易保険の積立金運用法の改正をお願いしております趣旨は、運用範囲を拡大することと同時に、有利な運用対象につきましての総ワク制限を拡大する、この二つの手段によりまして簡易保険資金の運用利回りを向上するということがねらいであります。したが、いましめて、ただいま御指摘の点も、運用につきまして有利なものについて機動的に出ていくというふうな形での弾力性、効率性を持たせたい、こういう趣旨でございます。

○阿部(未)委員 従来はこれを法定しておくというほど重要な事項というふうに考えておったと思うのですが、それが政令に移管すれば、政令では政令で定めるところになつていますから、無制限にワクが広がっていくおそれがあると思うのですけれども、一体どういふものをいま新たに考えられるのですか、社債として購入をしたいというものについて。

○野田政府委員 御指摘のように現在の社債といふたしましては、いわゆる電力債だけが法定されて認められておるわけですが、今回の改正に

よりまして一応考えておりますのが、ガス事業の社債、それから私鉄事業の社債、この二種類を考へております。

○阿部(未)委員 大臣、機動的にこれを運用するという意味で、社債の範囲を広げて利回りを上げたい、これを政令に移管してしまふと、何でもかんでもやれることになるわけですが、政令できめさすれば、どこか社債でも買えるということになつてくるおそれがあるのです。したがって、これは列挙主義をとりますか、政令ではどうしますか。

○野田政府委員 まだ最終的にきめておりませんが、ただいま申し上げましたとえばガス事業の社債それから私鉄事業の社債というふうな、現在法律で電力債というきめ方がされておりますが、こういう形での規定のしかたにいたしたい、このように考えております。

○阿部(未)委員 これは無制限に広げないよう、特にこれは大臣にもお願いしておきますが、無制限に広がっていくということについて非常に懸念されますので、運用利回りを高くしていきたいという趣旨は賛成ですが、ただ無制限に広げないようには……

それからもう一つお伺いしたいのは、従来三十三号のいまの電力債の場合でもこういうことばがついています。「一般の需用に応じ電気を供給する」云々、こうあります。いわゆる非常に公益的なものという趣旨があるわけですね。今度の場合は全然それがなくなつてしまふわけですね。したがって、社債ならばそれが公益性のあるものであらうと公益性のないものであらうとそれはかわらないという、これは理屈ですが、ことになつてくると思ふのですが、何かこういう点について、簡易生命保険の性格上公共性のある社債だといふ趣旨を織り込むべきではないかという気がしたのでありますが、どうですか。

○野田政府委員 この政令を定めます際に、当然積み立て金運用法の第一条の規定がかぶつてくる

といふますか、公共の利益のために簡易保険の積み立て金を運用するという制約を当然かぶることになりますので、いまおっしゃいましたように、ただ有利でありさえすれば何でも飛びつく、こういう趣旨にはならないかと思ひますし、またこれを省令でなく政令にしましたゆゑ、やはり国の財政政策あるいは金融政策等とのつながりから、政府全体としての判断と、これを要するといふ点から、郵政大臣が省令で定めるといふことになくして、政令で定めるといふことにいたしておりますので、その御懸念のないように政令をつくつていきたい、このように考えております。

○阿部(未)委員 そこでお伺いしますが、従来もいわゆる金融債と社債というものは保有ができることになつておつて、現に保有をしておるわけですね。そうすると金融債の場合に、私の統計は四十九年一月三十一日現在ですけれども、金融債の保有高は二千八百八十五億二千百万円ですか、となつております。これは年金を合せてです。ところが電力債のほうには百三十億九千四百萬、こうなります。このときの積み立て金の合計額は三兆七千二百六十四億一千四百万円といふことになりまして、三兆七千二百六十四億の積み立て金があつて、現行法でもその一〇%は金融債を買ふことができる、持つことができる、その五%は電力債を持つことができる。三兆七千億の五%の電力債を持つとすると、何ぼ持つことになるのですか。

○野田政府委員 大体千七、八百億のものを持てると思ひます。

○阿部(未)委員 大臣、いいですか。現行の法規でも千七、八百億の電力債、いわゆる社債を持つことができるわけですね。実際に百三十一億しか持つていないのです。今度新しく法改正ができれば二〇%、一〇%ですから、三兆七千億の三〇%までは金融債と電力債を持つことができる勘定になりますね。現行一五%——一〇%、五%でさえそのワクの何分の一しか社債は持たれていない。これを一〇%に伸ばしてみても、持てぬものなら

は幾らワクを広げてみてもしようがないじゃないですか。せつかく五%というワクがあり、電力債という非常に有利な利回りの運用ができるのに、これをわずかに百三十一億しか持つていなかったという理由は何なのか、そこをお伺いしたい。

○野田政府委員 御承知のとおり公共投資に対する非常に需要が多い、したがって、財投に対する需要が非常に多かつたといふことから、一昨年は簡易保険の資金をほとんどあげて財投協力という形に持つていつておつたわけでありまして、昨年からは財投協力部分以外に、簡易保険資金の特性として高利回りにこれを運用するといふ形でのワクが一応四百億でございまして、四十九年度におきましてもできたわけでありまして、そういう形で運用できるというものの歴史が非常に浅いといふことが第一点であります。もう一つ、まさに運用法の第三条で、電力債の運用が法律では全き形で規定をされておるのでありますが、これの実情が、実は昨年までは長期債への運用といふことがなかなかむずかしい。これは法律を改正いたしました、電力債が購入できるような法律改正ができました。大蔵とのいろいろな約束その他で、長期運用に全面的に発動できなかった、こういう経緯も実はあるわけでございます。その二点から現在の保有量が非常に少ないといふことになつておりますが、今後これは相当のスピードで飛躍的に増加をしていく、このように考えております。

○阿部(未)委員 大蔵にきていただいておりますが、私は特にいままでの議論を大蔵に聞いていた。だいたひは特になつたわけですが、一方では、簡易生命保険が財投中心に運用されるために、積み立て金の利回りが非常に低い、一方では、民間保険との競合を懸念して、たとえば五百万円という最高制限の引き上げについても来年の四月実施などというばかげた方法をとらざるを得ない、こういうような形になつてきていゝるわけですが、これ、この点については簡易生命保険といふものの性格を十分理解をして、大蔵当局も、もう少し簡

保の利回りが上がるようにあるいは簡保に対する国民の期待に沿えるように、その特性を生かしてもらわなければならないというふうに考えるのですが、いま財投の中で簡易生命保険及び郵便年金積立金が占めておる割合は何%くらいになりますか。

○山口説明員 四十九年度の財政投融資計画は七兆九千二百三十四億円でございまして、簡保の原資を予定いたしておりますのは一兆でございまして、したがって、一二・五%程度になるかと思っております。

○阿部(未)委員 大体四十九年度財投の簡保資金が一兆円を予定をして一二%をこえる、こういう大きい割合を占めておるわけです。

ところで、いまお話がありましたように、この運用利回りを上げなければ、加入者に対して民間保険と比肩をして非常に見劣りするということになりますので、これはちよつと保険局長に聞きますが、現行民間保険の大体平均の積み立て金の利回り、簡易生命保険の積み立て金の利回りはどういう割合になっておりますか。

○野田政府委員 まだ四十八年度が出ておりませんけれども、四十七年度を申し上げますと、簡易保険が六・四〇、民間生命保険が七・五九ということ、これは最近におきましては比較的利回りの格差が接近した時期でございまして、差をいましては一・一九%の差がございまして、それ以前はそれより少し大きかったということで、最近五、六年間は大体一・五程度の利回りの格差が続いております。

○阿部(未)委員 大蔵省御承知のように、社債なんかならば九%以上ぐらいの利回りになりますね。しかし、財投で最も大きいウエートを占めておる地方公共団体等の場合には、これは長期のもので新しい利回りで七・五%ぐらいですか、したがって、簡易保険の運用利回りというのは非常に低く押えられてくるわけです。それはとりもなおさず加入者にとって不利なものになってきて、せっかく国営の簡便な保険制度がありながら、こ

ういう運用をしていくとだんだん簡易生命保険がつぶれてくるのじゃないかという心配があります。

そこで、いま問題になりましたように、新しく金融債あるいは社債についてワケを一〇%、二〇%に広げていただく。そうすれば来年の計画といえますか、四十九年度計画は出ておるのですよ。たしかこれは五百億ふえることになっていまして、これじゃ私はふやした意味がないと思うのですが、これはすでに四十九年度予算はきまつたものでしょうから、これをとやかく言うわけにはいきませんが、この国会でこの法律の改正が行なわれるならば、少なくとも来年度以降においては、最高までとはいませんが、一〇%、二〇%のワケ全体が、社債なり金融債なり有利な、現行でいうならば九%以上に回るような利回りのものに運用できるように考えていただくかなければ、この法律改正をする意味がないと私は思うのです。

○山口説明員 簡保の積み立て金は公的資金でございまして、運用法の一条にありますように公共性という点も重視しなければいけません。有利運用という点も簡保の特性から考えて十分考えていかなければいけません。ところで、今回の法律改正もそういう趣旨から提案申し上げているわけですが、従来から財投に充てます分につきましては、一般の財投の運用金利は七・五%でございまして、それよりも高い運用になるべく回すようにする。いま簡保の場合は四割何分、五割近くはそういう有利運用部分になっていくかと思っております。資金運用部は一〇%を割っているという状況でございまして、できるだけ有利運用になるように、公共性という限界がございまして、その中でできるだけ配慮したいという考えでございまして、今回御提案申し上げて、社債等への運用の範囲を拡大するものも全くそういう趣旨でございまして、法改正の趣旨に従いまして今後運用してまいりたい、こういうふうに考えております。

○阿部(未)委員 いま大蔵の答弁は、法改正の趣旨に従って社債、金融債等についても、公共性というものは十分あるけれども配慮をしていく、したがって、新しい来年度ですね、ことしはもうだめです、五十年以降についてはこの法改正の趣旨が十分生かされるように考える、こう理解してよろしいでしょうか。

○山口説明員 気持ちとしては全くそのとおりでございまして。ただ、もちろん来年のことは財投がどういにかつこうで組まれますか、原資がどうなりまして、その辺のことがよくわかりませんが、ただいま申し上げることは困難でございすけれども、気持ちとしてはそういうことでございす。

○阿部(未)委員 最後にもう一つ。昭和四十年の八月に簡易保険の審議会の近代化の報告の中で、いわゆる余裕金の運用について答申があつておるはずでございす。その中で、特に簡易保険の余裕金というものは一般の余裕金とはその性格を異にしておるから、この運用について特に注意しなければならぬということが述べられております。事あれば審議会の意見を尊重するという政府の姿勢になつておるようでございす。四十年八月からといふと、もう九年目になるわけですが、いま、これは一体どういふうな取り扱いにその後なつておりますか。

○野田政府委員 四十年の郵政審議会の答申にも、御指摘のように余裕金の直接運用ということがございす。郵政当局としましては余裕金の直接運用ということを悲願といたしまして、もう二十年以上になるかと思ひますが、毎年大蔵省に対しては要求をいたしております。しかし、現在の財政事情あるいはいろいろな革新的な事情というふうなものから実現をいたしていませんけれども、今後とも努力を続けてまいりたい、このように考えております。

○阿部(未)委員 これはもう政府全体の問題ですから、郵政省だけで独自に法案を出すというわけにもいきませんでしようけれども、現行ではだめ

なのです。現行では余裕金は資金運用部に入ることになつておるわけですから、現行のまま幾ら大蔵と話し合つたつて、それは大蔵省がでると言う道理がないですよ。これは法律改正をやる以外にないのです。したがって、昭和四十年にこの余裕金の運用については郵政省でやられるような方針を立てないといふことが答申をされておるわけですから、すなわちその線に沿つて法の改正を提起すべきだ、そこでもういひかえりながら議論が起つてくると私は思うのです。それをやらずに八

年間も九年間もほつておいて大蔵省大蔵省と言つておつたつて、何も大蔵省だけが政府じゃないのですよ。郵政省だつて政府の一環をなしておると思うのです。たいへん失礼な言い方ですが、しかし、大蔵省だけが政府ならそれは大蔵省がうんと

言わなければならぬかも知れませんが、ちゃんと郵政審議会が余裕金の運用について答申をしておるのです。その答申を忠実に踏まえて法改正をやるというのが郵政当局の姿勢でなければならぬ。それが政府全体として大蔵省との折衝がでないなら、こういうふうにはできないといふことをこの委員会なりあるいは予算委員会でも明確にしてい

く、この筋合いのものだと私は思う。しかも、おつたものならけつこうでなければならぬ、これは大きいのです。六千二百六十六億——これは一月です

ね、一月には六千二百億という金が余裕金になつておる。それで、これはこの年度が終つると積み立て金に入っていくわけですね。それで、財投に変わっていくわけですね。早く言えば初めから

これはもう積み立て金になることはきまつておるのだ、余裕金だからといって郵政省が自由にできない性質のものなのです。いま四分五厘で、一分五厘の特典ですかね、余裕金については六分で回しておる。しからば、法改正がどうしてもできないならば、これも七分五厘で回してもらへばいいじゃないですか。普通のと同じ性格なのです。資金運用部としては使える金なのですから、したがって、いまの四分五厘の利息に一分五厘の特利で六分で預託しておる余裕金については、自後

七分五厘に回してもらう、この話は出てくるでしよう。大蔵省、どうですか、それはできませんか。

○山口説明員 一分五厘の特利がついているという事でございまして、簡保の有利運用に配慮している制度ではなからうかと思ひますけれども、ただいま七分五厘という金利になっておりますが、前は六分五厘であった、一時六分二厘になった、また六分五厘になり六・七五になり七分五厘になりという金利の変動がございまして、そのたびに金利は高金利水準であるかと思ひますが、六分二厘になつても六分五厘、六分五厘でも六分五厘、こういう制度になつていくわけではございません。

○阿部(未)委員 山口さん、私、調べてみたのですが、大蔵省のほうに入つておるものは、現行でいくならば七分五厘より安いのはもうきつめて少ないですね。ほとんど七分五厘以上は回つておるようです。したがつて、私は未来永劫この余剰金を七分五厘で運用して欲しいと言ふのじやないです。そのときそのときの財投の金利に見合つたくらいなのは、同じような効果を持つて使える金ですから、もう来年になればおたくに間違いなく入つていく金なのですから、計画ができるわけでしょう。ですから、これはそのときそのときの金利に見合つた特利をつけて運用できないものだらうか。七分五厘というのが無理ならば、七分二厘でもそれはいいが、とにかく四分五厘に一分五厘の特利をつけてあるからもうそれでいいのだ、六分でいいのだ——六分というのはい今日の状態からすれば見合はな金利になりますね。そのところから何とかならぬかどうか。どうですか。

○山口説明員 財投の金利が七分五厘と申しますのは、この間の二月から貸し付ける分が七分五厘でございまして、その前の金利は六分五厘もあれば六分二厘もあればということであるわけでございます。運用利回りが總じて七分五厘

になつてゐるというわけでもございませぬ。また、国債に運用いたします場合にも、古い国債は金利が安いわけでございますから、そういう面もございまして、財投と同じように直ちに七分五厘にするというわけにもちよつとまいらないのではなかつたかという感じがいたします。

○阿部(未)委員 これはあなた、山口さん、国債だつていま六分七厘五毛ですか、外国為替証券、大蔵省の証券の場合六分八厘二毛、もうちよつといきますか、長期国債は七分七厘五毛でしよう。ですから、私は一挙に引き上げてその水準を保てというんじゃないのです。そのときそのときの金利があるはずですから、それで大蔵省はできないか。極端なことを言いますと、これは一年でしよう。一年以内になるとこれは三分五厘です。一年をこすとこれが四分五厘に上がつていく。だから、一年一日目まで郵政省は待つておつて、そこで切りかえることになつてくるのです。そういうことなことを政府の間でやらなくとも、もっと余剰金の利回りについて両者で検討してみ、この約束をしてください。

○山口説明員 短い預託金につきましては、いまおっしゃいましたように法律で定まつてゐるわけでございます。その一環といたしましてこの簡保の余剰金もあるわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、簡保につきましては特利をつけるというところにいたしておるわけでございます。いまわば短期の預託金全体の金利をどう考へていくかという全体の問題になるかと思ひます。いまここで何とも申し上げようもないわけでございますけれども、そういう問題につきましては検討してまいりたいと思ひます。

○阿部(未)委員 要は、大臣、るる申し上げましたように、政府が管掌する簡易生命保険という、これは国民の広い階層に非常に必要なものであり、政府がやらなければならぬ仕事だというふうな大臣はお考えなんでしょうから、したがつて、その運用の利回りが少しでも有利になつて、加入者が一般の民営の保険に加入をしておるよりも損をす

るというふうなことがないような配慮を行なつていかなければならない。そういう意味から私はいま余剰金の問題についても触れたんですが、特にこれは郵政審議会の答申事項でもありますが、都合のいいときは審議会の答申を得まして、すぐやるんです。都合の悪いときは答申を八年間も踏みつけてはうच्छやう、そういう姿勢にも問題がある。この点について、いま大蔵当局のほうにも十分私の意図するところは述べましたから、これから大臣なり保険局長なりとの間でこの余剰金の運用、あるいはさっきの社債なり金融債の問題について、なるべく有利に、加入者が国営の保険に入つておるがゆゑに損をしたというふうな結果にならないような配慮を特にお願ひをして質問を終わります。

○廣瀬委員 次に、土橋一吉君。

○土橋委員 私は、上程をされております簡易生命保険法の一部を改正する法律案と簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について、少しく質疑をしていきたいと思ひます。

その前に、大蔵省の方にお尋ねをするわけですが、きつめて初歩的な質問でありますので、親切に答えていただきたいと思ひます。

いま總需要抑制ということがいわれておりました、できるだけ民間の各個人あるいは会社などの持つておる資金を使わないで、それで物価の安定のために協力してもらいたい、こういうことがいわれて、今回の總需要抑制の一環としてかようなものが出てきておるわけですか。ところが、大蔵大臣も言われておられますように、物価狂乱状態異常に物価が上がつておるわけですか。また、これから電気料金、大幅の値上げであるとか、あるいはガス料金、大幅の値上げであるとか、あるいはそれに連する石油化学製品の値上げが必至であるというふうなどの新聞にもいわれておるわけですか。そうすると財政投融資の資金は、国民が總需要抑制で、それぞれ割り増し金つきの貯金であるとか

あるいは割り増し金つきの簡易生命保険などに入つて資金が吸収されておるわけですか。ところが財政投融資のほうには、先ほどお話をいたしましたように昨年度が六兆九千億、今年度予算で計上しておるものは大体七兆九千億、こういうふうな高まつてきておられます。そうすると、政府関係の機関並びに政府関係に属する公団あるいは公社、そういうようなものは昨年に比較して相当割り増しの金をどんどん使つてゐる。そうなるにつれて、国民には總需要抑制といつてがまんをしない、貯金をしなさい。それで政府関係機関はどんどん金を使つて、昨年よりは今年が、目の子で計算してもばく大な金が使われるわけですか。そうして、總需要抑制といふことは、ただ国民にがまんをして貯金をしておきなさい、そのかわり政府はどんどん使つて、こういうふうになるやうにわれわれしるうとは考えがちなんですが、それで間違ひないかどうか。あるいは政府も繰り延べをするとかそういう面も幾らかあるけれども、財投の面から見ると、遠慮なしに金を使つてゐる。こういう点について大蔵省は、国民には総がまん、抑制と押えながら、国のそういう関係は矛盾をしておるじやないかというふうな考へがあるのでありますが、それは、そうでないならぬという点について少し親切に教えていただきたい。

○山口説明員 たいへん大きな問題でございまして、四十九年度の財政投融資計画は、ただいま御質問でもおっしゃいましたように七兆九千二百三十四億と申すわけで、前年度の当初計画に比べて一兆円程度ふえております。これは伸び率にいたしまして一四・四％でございまして、一四・四％と申しますのは、ここ数年なかつた低い伸び率でございまして、四十三年が一三・三％、四十四年が一四・六％、だんだんふえてまいりまして、四十七年は三・一・六％、四十八年は二・八・三％という大きな伸び率であつたわけでございます。これを一四・四％に圧縮してゐるという事でございまして、特にその一四・四％と申しますが、その中に国鉄

ていいじゃないかというふうに思います。

○土橋委員 私がよく理解できないので、あなたさんにたいへん御迷惑をかけて申しわけないと思います。私のいま承った説明の内容でございまして、これを肯定するがごとく否定するがごとく、結局否定というような答弁になったように私は思うのです。これは少なくとも簡易保険局が御自分で選んで原稿をいただいたものですから、どっちかというと簡易保険局には好意的な立場で書かれた先生だと私は存じておりますけれども、しかしこの内容は、いま申し上げたように明確でありまして、私が申し上げたように、これは明らかに自由民主党の高度経済成長政策の育成強化に非常に役立っておりますという点が端的になっておる。あなたの御説明ですと、そうじゃないようなところもあるような、ちょっとわからない説明です、あとで速記録をよく私読ましていただきますけれども。

それでは、その次の問題として、これは四ページになります。四ページの下段のしまいから四行目と次ページのうへ段になりますが、ここを読んでみますと「簡保の場合、従来より運用条件を広げて、高利回り運用の基盤を作ると共に、経費率の削減で民間保険との資金配分の競争に耐えてゆくことが求められる。こうしてみると、金利をめぐって、資金の運用面より調達面に問題があることとなる。」つまり、資金の運用面よりは調達面に問題があることになってくる、こういう説明を下しておるわけだ。「なお付言すれば、このところが一番肝心なところだ。」「なお付言すれば、インフレから個人の金融資産を守るために、金融機関が負担して金利や分配金、保険金の支払を高めるというの筋道で、筋が違っておるんだ。」「この分はインフレ抑制に成功しない政府が、自らの責任でプレミアム等の形で支払われるべき性質のものと考えて。」つまりこういうふうにもちゃんと言っているわけですね。この言っていることは間違ったことを言っているのか、それとも正しいのか。

とを言っているのか、簡単に答えていただきたい。どうもあなたの御説明は私はよくわかりませんので、簡単に、この説明は間違っているかあるいは正しいことを言っているのか、それだけ答えていただきたい。

○山口説明員 私からお答えるのが適當かどうかちょっと問題ではございますけれども、大蔵大臣も予算委員会等でいろいろ答弁されておりますように、インフレによる金融資産のいわば減価という問題に對しまして、国の税金を使ってこれを補てんするというようなことは適當でないんじゃないかという趣旨の答弁をなされておりますので、そういうことで御了承いただきたいと思えます。

○土橋委員 本委員会においてはもう偽りは言わない、要するに誠実に政府の方々は答弁をしていただく、こういうたてまえに通信委員会はおるわけですね。ですから、あなたさんのことはよく聞くと、政府はさようなものについては補償しないということを大蔵大臣は国会において言っておるんだ、こういうふうにいまお答へになったように私は思う。それは間違いないですね。

そうしますと、簡易保険局が原稿を頼んで、一生懸命に書いてもらったこの先生の説明によると、もう一回読ましていただければ、結局これは御承知のように「財政計画の原資と金融機構」という題目の中に書いておる内容ですね。つまり、財政計画の原資というものはどういうバランスのもとにこれが使われているんだということ、その影響はどうかというふうに影響するかということの論議の中でこういう説明が行なわれておるのであります。そうすると、あなたは、この説明は大蔵大臣の説明から見ると正しくないという結論ですか。はつきり答えてください。これは正しいのか正しくないのかというのを私は聞いていますのですから、決してあなたを責めるわけじゃございませんよ。この論文に書いてある趣旨は間違っておるというふうに見ておるのか、大蔵大臣の答弁から見てもあなたはどうか考えになっているのか。

○山口説明員 これをお書きになったのは民間の学者の方だろうかと思いますが、まあ政府の考えと違ふ御意見であらうかと思えます。

○土橋委員 そうすると、政府の意見と違ふような学者の意見を堂々と簡易保険局は載せておるということになれば、これは、これを編集した簡易保険局長の重大な責任といわなければならぬし、この立論がもし正しくて大蔵大臣の言っておるものが間違っておるということになれば、大蔵大臣は訂正しなければならぬ、こういう問題であります。簡易保険局長はどう思いますか。この論文をすべての人は見ておるのですよ。大蔵大臣は間違っていない、そうすると簡易保険局は自分で頼んだ学者さんがこういう論文を書いて、そして大蔵大臣が間違ったことを批判するような、そういう結果におちいるというのは、これはどういうわけですか、簡易保険局長。

○野田政府委員 いま議題になっております、この「簡保の資金」に載っております論文の作者といえますか著者であります原先生は、実は資金運用審議会の専門員をやっておられる方でありまして、私もそういう関係から日ごろ簡易保険の資金運用につきまして、いろいろ御教授を得ております。しかし、ここでこの論文をわれわれが掲載しましたゆえんは、金融論といえますか学者としての原先生の論文をいただいたのでありまして、中には非常に多くの個人的な見解にわたる部分があるのは当然だと思ひまして、これは先ほど大蔵省のほうから説明がありましたように、あるいは郵政省の意見とも完全に一致しておるものばかりであるということには必ずしも申せないと、このように思ひます。

○土橋委員 これはそうなると、各先生方、経済学の先生をこの委員会へお呼びをいたして、この問題の決着をつけなければならぬ問題になってくるわけですね。いまお話がございましたように、私たちはここに書いてあることが正しいと思つておる。大蔵大臣の国会の説明あるいは大蔵当局の説明は間違つたことを説明しておる。これはここに書いてある全体の説明から見てもうなづけられるし、あなたさんの説明から伺うと大蔵大臣の言っていることが間違ひであつて、ここに書いてあるのは基本的な原則を述べておるといわざるを得ないのであります。

こういう重大な差異がありますので、私はこの財政投融資の問題について非常に疑問を持つておつたわけですね。ですから、この問題を取り上げていろいろお尋ねをして教えを請うたわけですが、けれども、どうもその教えが本物ではなくて、いま御説明ございましたようにキツネの嫁入りのような説明でありましたので、さらに私はお尋ねをしてみたいと思つたわけですね。

それは四十八年の原資の部では、ここにも書いておりますように八千二百二十億円の原資を見込んでおられます。ところが四十九年度は一兆八百五十億の原資を見込んでおるわけですね。そうすると、これは昨年に比較してどれくらいなパーセントで増しになっておるんでしょうか。

○野田政府委員 三三・六％の増加になっております。

○土橋委員 そうしますと、簡単に言いますと三三・六％増しなのに、地方公共団体が使う三千二百五十億というのは大体何％くらい割合になりますか。地方公共団体に貸しておる金というのは何％になりますか。——もう一回言ひましょう。一般の伸び率が三三・六％も伸びておるのに、地方公共団体あるいはこの簡易保険契約の契約者に貸し付ける金額などは、非常に低利であるように私は思うが、何％くらいになっておりますか。

○野田政府委員 ただいまお話しした地方公共団体に対する運用計画の比率につきまして、いまこまかく出してありますので、しばらく御猶予願ひたいと思ひますが、簡易保険の契約者に対する貸し付けにつきましては四十八年度が三百億でございまして、四十九年度の計画によると三百五十億、こういうことになっております。一七、八％の増にならうかと思ひます。

○土橋委員 私、あなたのさつき答弁されたのを

書いてあるわけですよ。三千二百五十億、それは増加率では二・七%だとさっきあなたが答へになったわけだ。それで契約者のは大体一四%とお答へになったわけですね。ところが、この法律をひとつ見ていただきましょう。この法律は何と書いてあるのか。積立金の運用に関する法律の、第一条はいいです、第二条の「積立金の管理及び運用」ということで「積立金は、郵政大臣が管理し、及び運用する。」ということにちゃんと明記しているわけですね。これはよろしゅうございませうか。郵政大臣は、この積み立て金の、約一兆円をこえるばく大な金額について管理、運用をしなればならないというふうに書いてあります。そしてその管理、運用については、次の第四条に従って資金運用審議会の答申を経てそれを決定するといふふうになっているわけですね。そうすると、要するに郵政大臣のいわば全責任でこの金の振り分けが決定する、振り分けの決定したものを結局そういうちゃんとワクの入った限度で財投として大蔵省はこれを使っていく、大蔵省がえてからにこれを動かすわけにはいかないわけだ。郵政審議会の答申を得て郵政大臣が決定したワクの中においてこれは進められておる、こういうことになっておると思うのですが、それについて間違いないのですか。

○野田政府委員 おっしゃいましたとおりでございます。○土橋委員 そうしますと、郵政大臣にお尋ねするのですが、あなたはこれだけのばく大な簡易保険の金を管理、運営するにあたりまして、たとえば簡易保険契約者に還元するとかあるいは地方公共団体に對して三千二百五十億という金を貸せる、その金は伸び率の三三・六%に比しては二一・七%だ、たいへん低いものだといふようなことについて十分お考えの上、これを上げてくれといふようなことを言わないで、そのまますする資金審議会が決定したままであなたは大蔵省へお渡しになったでしょうか。私の言いたいことは、それぞれの簡易保険局を中心に金が集まって

きた、そしてその地方にもいろいろな施設をつくってあげるし、その金がまた地元のそういう借りたという人々にも貸せるし、また地方公共団体がいま、たとえば橋がでけないとか学校が建てられないとか老人ホームがでけないとかというふうな、全国至るところ公共用地の取得については非常に困難な感じ、超過負担で今日非常に苦しんでおるわけですよ。ところが、伸び率は三三・六%も伸びておるのに、地元、要するに地方公共団体に對してはいまお話をするように二一・七%増しのそういうことでは、郵政大臣としては非常に私にはまずいんじゃないか、簡易保険そのものの精神からいっても非常にまずい結果ではないかといふふうにも思うが、郵政大臣はどう考えておられますか。

○野田政府委員 簡易保険の資金につきましては、大体毎年の運用計画におきましてその総額の三分の一程度を地方公共団体に計画として回す、こういう計画を立てております。しかし、これは必ずしも毎年固定的なものでございませんで、その伸び率等も年度年度によつて異なるわけでございます。特に私どもとしては本年度の課題として、簡保資金の利回り向上というのを強く希望いたしておりました。地方公共団体に對します融資は御指摘のように非常に公共性が強いということから、必然的に金利も低くなるわけでありまして、そういう両面の要素から、四十九年度におきましては以上のような決定を見たわけでありま

す。○土橋委員 先ほどからいろいろ討論をされ、あとで、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を中心として平田議員からいろいろお話がありまして、私は主として積み立て金の運用に関する部分をお聞きをしていきたいといふふうに考えておりますので、ここでひとつ考えられることは、金利の問題が非常に大きな問題を占めておるわけですね。この金利の問題についても私もよくわかります。しかしながら、簡易保険が持つておる、先ほど大臣も読み上げられましたように、き

わめて簡易であるということ、しかも本人のいわゆる健康等についても医者の立ち会いその他によつて証明を要しない、しかもその他の手続が非常に簡単である、そして全国至るところにそういう郵便官署があつて非常にやりやすい、そして施設も全国にあつていろいろ利用していただいております、こういうのが特色だといふようなことをお話しになったわけですね。ところが、ここにこういうふうな第一条の規定はこの目的を書いているわけですね。その「目的」は、「この法律は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を確実で有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめることを目的とする。」つまり経営を健全ならしめることを目的としておるわけですね。そうしてくると、金利の高いところというのはもちろんそれは望ましいことでもあるけれども、基本は、要するに健全な簡易生命保険事業を営んでいく、そして国民の負担にこたえる、こういうことになつてくれば、金融債等に投資をするという問題についてはかなり制限があるといふわけになります。また制限をすべきものもありましよう。そうなつてくると、ここに書いてあるように、「確実で有利な」ということは、金利がよいということだけじゃないわけですね。「確実で有利な方法」ということは、要するに、金利の高いものもつけようであらうけれども、きわめてスムーズな方法で、しかも「且つ公共の利益になるように」使つてくれ、こういう目的であるわけですね。いま私が解釈したようなことで間違いないのかどうか、簡易保険局長、どう思ひますか。

○野田政府委員 積み立て金運用法の第一条の読み方は、ただいまのお話のとおりでけっこうかと思ひます。○土橋委員 そうしますと、今回の簡易生命保険の運用に関する法律の規定によると、ここにもはつきり書いてありますように、こういう改正をしようとしておるのであります。「第二 改正の

内容」一 積立金を政令で定める社債に運用できるようにすること。(第三条第一項関係)であります。「二 金融債及び政令で定める社債に運用する積立金の額の限度を、積立金総額の、それぞれ、百分の二十、百分の十とする。」(第三条第二項関係)「三 前二項に第二の「改正の内容」を基本的なきめておるわけですね。そうすると、つまり「政令で定める社債に運用できるようにする」これは一体どういう内容なんでしょうか。

○野田政府委員 現在の運用法におきましては、社債につきましては電力債ということと個別の制限列挙の方式をとつておりますが、これを今回改正をお願ひいたしておりますのは、こういう形ではなく、簡易保険法一条の趣旨に沿ひ形で、社債につきましては、これはいろいろな種類のものがございまして、機動的に効率的に運用ができるように政令で定めまして、たとえば現在電力債とあるのをこれを政令に移すわけでございますが、その他新しいものにつぎまして政令をもつてきめていくようにいたしたい、こういうことでございます。

○土橋委員 そうしますと、政令で大体予定しておる内容の社債というのはどういうものを予定されておるのですか。○野田政府委員 これは簡易保険の資金の性格からいたしまして、当然に公益性の高いものということになるわけでありまして。現在考えておりますのはガス事業会社の社債、私鉄事業会社の社債、この二つを考えております。

○土橋委員 事業面においては非常に公益性の高い面があると同時に、これらの業者が行なつておるところの事業の中には必ずしも公益性が多いといふのじゃなくて、もうけを中心とする、たとえば土地の売買であるとかデパートの経営であるとか、あるいはホテルなどを経営しておる業者がこれの中に入つておるわけですね。そして最近の趨勢から見まして、私鉄運賃などは異常にどんどん上がつてくる、あるいはタクシーなどの経営もそうであります。バスの経営もそうであります。

そういう業者にほとんど社債を買ってやるということになってくれば、これはむしろ田中政府のいわゆる高度経済成長政策に直接間接に協力をする——たとえばガス事業法によってガスのいろいろな仕事をやっているのも、御承知のようにプロパンガスその他の問題もございましょうし、都市ガスの問題もございましょうが、いずれにしても営利事業ですね。やっておる事業形態は決して公益事業ではないわけでありまして。これは私鉄だつて公共団体でやっていない。ただ日本でやっておるのは、御承知のように国有鉄道だけは公社組織をもつてやっている。それ以外のすべての事業は全部営利法人で金もうけを中心に運営してある。こういう社債がかりに利回りがいいとか金利がいいとかといひましても、結論は、先ほど大蔵省の方がお答えになっていたように恐縮ですけれども、結局、高度経済成長政策のいわばお手伝い、あるいはそのために社債を買うという形式をとつて、直接間接に私鉄業者あるいはそういうガス事業者を喜ばせるといひましても、事業を有利にするという結論でございまして、いかがでしょう。

○野田政府委員 私ども考えております対象は、ガスの供給の事業、それから鉄道運送の事業、こういう形で規定をいたしたいと思つておるわけでありまして、これは政府の経済政策がどのような高度成長あるいは安定成長、このような政策をとつておられますとも、私どもが現在提案をいたしておりますこの積み立て金運用法の改正の趣旨は、運用範囲を拡大いたしまして、また保有ワケを広げまして、簡易保険の資金が結局国民大衆の零細な保険料の積み立てられた金でありますので、これをできるだけ有効に運用したい、こういう趣旨に発するものでありまして、いま先生のようによつたような趣旨といささか違う、このように私どもは考えております。

○土橋委員 簡易生命保険事業は、先ほどから申し上げておりますように、要するに国が低額の簡易な方法で国民に保険をやっておるわけでありま

すね。そうしますと、あなたのほうのいろいろな簡易保険に関するそういう意見を見ましても、最近金利が物価についていけないために、こういう簡易保険制度のワケへ入つてくると非常に目減りする。つまり先ほど冒頭申し上げましたように、この六月前後から異常に物価はまた上がつてくる、したがって、いまかりに五百万とか三百万というそういう保険金を支払つていただくというふうに予定しておるものが、いまの電力料金等の値上げ等から考えますと、すべての物価が少なくとも六〇%以上上がることは必至じゃないかというように考えられるわけですね。なおね返つてくるものなどを加えると異常な値上がりになつてくるわけですね。そういうことになつて簡易保険そのものの事業経営が非常に危ふまされておるといふこともあなたのほうのいろいろな主張には書いてあるわけですね。そして人件費等がかさんでくる、あるいは継続費やいろいろな事業費がかさんできて簡易生命保険そのものの事業形態が危ういというところもあなたのほうで説明されておるわけですね。こういう点から考えまして、金利の高いところへ飛びついていくというふうなことは、国家が生命保険契約者として保険金を払う立場から非常に問題があるのじゃないかというふうに私は思うのです。

それは、あなたのほうから私のところへ送つていただいたこの「郵政」という雑誌を私、ゆべいいろいろ見ておつたのです。そうしたら、ここにまた私が考えておると同じようなことを「簡易保険局」というところとでちゃんと論文を載せておる。貯金のところも、それから郵務のところもございまして、こういう一連のものを読んでくると、明らかにそういう私が指摘しておつたと同じようなことをここでちゃんと書いてあるわけですね。こういうことについて一体あなたはどうか考えておられるのか。——読みましようか。いま私がしゃべつたと同じことをここに書いてあるので、すよ。これは四月一日にあなたのほうで出した文章です。たとえば「最近の異常な物価騰貴も加

わつて、我が国生保事業は戦後最大の正念場を迎えています。このような時期にあつて、簡易保険事業は、事業の基本をなす新契約募集が、昭和四十六年度以降伸び率が低下しており、特に、昭和四十九年度年度の保険料実績は、過去十数年来最低の増加率にとどまっています。今後とも、現在の

ような低迷状態が続くとすれば、物価騰貴に伴う事業費の増加も加つて、三、四年後には、附加保険料収入で事業費をまかない得なくなり、事業経営が苦境に立たされることと憂慮されます。」とちゃんと、あなたのほうで公に出したこういうだれもが読むのにもそういうふう書いてあるわけですね。そうすると、こういう基本的な問題を解決しないで、ただ金利の高いところへ飛びついていくとか利回りのいいという社債にいくということだけでは、この基本的な、要するに物価狂乱状態の中において簡易保険事業を守つていくということはきつめて困難だとあなたのほうで資料を出しているのです。私がかつてに言つておるのじゃない、あなたのほうでちゃんとこういう結論を出しているのです。どう答えますか。この狂乱状態に対してどういうふうに対処しておりますか。あなたのほうの資料にこういうことをちゃんと書いておるのですから……。

○野田政府委員 御指摘の雑誌「郵政」の記事はまさにそのとおりでございまして、これはわれわれ簡易保険に従事しております職員が、現在の簡易保険の新規契約の獲得の状況からいたしますと、ここ三、四年あるいは四、五年後に相当な危機を迎えるだろう、このように予測をいたしておる。したがって、そういう危機を迎えるだろうという予想に対して、総力をあげてそのようにならぬようにわれわれ今後努力をしようというところで具体策をいろいろ持っておりますが、今回お願いをいたしております積み立て金運用法の一部改正法案もやはりそういう事態に立ち至らないための一つの基本的な施策の一つである、このように考えております。ただ御指摘の、金利が高く有利でありさえすれば何でも飛びつく

かといひますと、そういうわけではございせん。これは先ほど来申し上げておりますが、積み立て金運用法の第一条にございます当然公共の利益に合致するような対象、しかも有利なものの中からさがしていく、こういうことになっておるわけでございます。

○土橋委員 原田郵政大臣にお尋ねをいたしますが、こどももそういうふう非常に憂慮して、特にわが国の生命保険は「アメリカン・ライフ」社の日本人向け営業開始、あるいは、最近における米國大手生保の進出認可申請等、商品種類やセールの面で特色を持つ外国生保の上陸によつて、業界内部における競争が一段と激化しています。これは事実だと思つておる。一面そういうことをやらないが、しかも国内において御承知のように農協の保険あるいは一般の日本生命などはじめとする保険業界との戦い——戦いというのか、お互いにせり合ひながら、こういう事態が物価狂乱状態によつてつくり出されておる。これに対する基本的な措置をきめないので、ただ三百万を五百万にする、あるいは富くじ的なそういう簡易保険を発行して多くの方々の金を集めてくる、そういうその集まった金はまたインフレを促進するようなどころへどんどん使つておる。それでは全くこの簡易保険事業を通じて田中自民党政府は、国民の窮状の上にさらに上積みをして、おまけにアメリカのそういう保険も入れておいて、一体どうしてくれるのかというところをこの従業員は端的にここで訴えておるわけですね。そうすれば、これをいまだ上げるというふうな問題の前に、簡易保険制度を将来どうするか、つまりこの悪性インフレに強い保険制度をつくつていくためにはどういう措置を講ずべきかという基本問題になつてくるように私は思ふわけですね。今度の「資金運用制度の改善」というところで、ここにもこういうふう書いてあります。これは「民間保険においては、外国生保の進出に伴う無配当保険の発売、高額割引制度の導入と消費者運動の高まりに対処し、かつ最近の異常な物価騰貴による保険の実質価値の低下を

補う等のため、保険料を引き上げるとともに、既契約に対しては大幅な増配を行うことを検討しています。この「増配」というところは先ほど論議されておる問題であると思ふのですが、結局郵政大臣としては、こういう事態の中でこの簡易生命保険制度を守り通すためには、どういふ基本的な態度をとるべきかという問題をどうしても私はあなたにお聞きして、明確なことをひとつ答えていただきませんか、という一部分の、つまり三百万が五百万になったとか、あるいは金融債を買うとかというそういう分野にとどまらずして、こういう大きな問題をどう処理するかという問題を聞いてみたい。

○原田国務大臣 根本は、いわゆる狂乱物価といわれておる物価問題、これが基本なわけです。特に貯金とかあるいは長期におけるところの保険事業というものは、これが一番影響されるところで、いま御議論があるような問題はすべてここに集約されておる、私はそう思っております。それを抑制するためにどうするかということについていろいろの方策があるわけですが、いまは具体的な問題として、簡易保険事業の中でこれを抑制しながら、この加入者に対するところの利益をもつて国民生活、経済生活の安定と福祉を伸ばしていく、こういうことを考えていかなければならぬ。これが保険の使命であります。ここに掛け金をかけて何にもなかったら果実は生まれてこないわけですが、その果実を生むために、いまあなたがおっしゃっておるように、果実が多いために高い金利のところへ預けたらそれは果実がふえてくるということになりますけれども、それではあなたのおっしゃっておるところの公共の目的ということになりますと、地方債であるとか、地方の仕事であるとか、あるいは福祉関係の仕事というところ、これはその享受をされる人たちはできるだけコストの安いもので運営をされていきたい、こういうことになりますから、ここに非常に微妙な問題があるわけですが、やはり掛け金をかけておる人たちは、約束して何年かか

けたら何百万円ももらえるということになっておるけれども、物価が高騰してくるとそれだけの値打ちがなくなるから、それを補うものをどうしてくれるんだ、という話が出てくるわけですが、それに対しては、保険料を安くするとか、あるいは剰余金があったらそれを多く持つていくとか、こういうことによつて皆さんの期待にこたえなければならぬ。こういうことの集約された議論が今日御提案申し上げておられますように、できるだけ広く、有利に、法律に書いてあるのですからやりなさいということ、いま——ちょっと話がちこち飛びますけれども、たとえばガス事業に。

今度はガスの社債を買うようにする、あるいは私鉄の社債を買うようにする。いままでは電力まででありましたけれども、それを買えるということにする。これは土橋さんの話をお聞きしてしますと、確かに電鉄会社は土地の仕事もしております。百貨店も経営しております。しかし、本来それでどんなふうにかつておるなら、電鉄事業というものは逆にそちらを援助できた。本来の電鉄事業というものがなかなかもうからない。もうからないという何ですけれども、うまく進まないものだから、そつちのほうの仕事の主力というふうな場面が展開されるようになってくる。だから、これは私営であれ公共事業であれ、この交通事業を見ておきますと、地方公益団体がやつておる、たとえば都営の地下鉄事業を見ましても市営の地下鉄事業を見ましても、決してうまくいってない、赤字になっておる。これに融資をすることによつて、コスト計算しておるのですから、これは認可料金なんです。認可料金をそのほかのものより高くするわけがないのです。ほかと比べて全部こまかく計算していくのですから、抑制するものは一番抑制していいと思う。それによつて享受されるのですから、そこに金を貸すということについて、こちらもうまくいけば向こうもうまくいく、両方ともうまくいくことによつて、その地下鉄なら地下鉄に乗るお客さんもそれによつてあまり料金も上がらずに済む、こう

いうことができたなら一番いいじゃないか、こういうことの集約が今度の私どもが御提案をしておりますところの目的であるわけでございます。それも無制限に何でもやらしてくれというのではありません。政令に移管はいたしますけれども、頭から公共のものでないといかぬぞという法律がございますから、これも心得てまいります。また、政令といえども、これは審議会がございますから、それにかかまして答申をいただいでやつてまいります、こういうこととさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

○土橋委員 大体あなたの御説明は私は理解はできます。非常によく理解はできます。しかし、それは悪循環の蒸し返しであつて、結局自由民主党が考えておる、いわゆるあの人たちの幹部の高度経済成長政策あるいは日本列島改造を大幅に削減をするか、あるいはその方向を切りかえて国民の生活を守るかという観点に切りかえなければ、この問題は解決できないのであります。つまり基本は、高度経済成長政策といわれる池田さん以来十数年間にわたるこの体制を、国民の生活を守るという方向に大きく切りかえまないと、この問題はどうしても解決しないのであります。ですから、あなたはそういうふうに仰せにならぬけれども、私たちはこの高度経済成長政策——あるいはこの土地規制の問題にしてもそうです。最近この土地規制問題、すでにあなたもよく御承知のようにあれだけでもめております。もめておつても、結局生活用地取得という問題については結論を出していないわけですよ。あれは大企業が要するに安い値段で買った土地を強制収用するという基本原則を自由民主党は認めてない。ですから、幾らたつてもごたごたして基本問題を解決しないから、いわゆる国土総合開発的なそういう法案にもあらわれてくるということなんです。ですから、私は端的に言つて、いわゆる歴代自民党の高度経済成長政策や日本列島改造というものについて大きく斧鉞を加えなければ、この基本問題は解決できない。あくまでもこの悪循環を繰り返して

いくわけですよ。しかも対米従属的な、要するに、保険問題についても、先ほど私読み上げましたようにアメリカン・ライフ社の日本向けに入ってくる問題なんかは、これは明らかに日米安全保障条約第二条の規定に基づいてこういう事態が起こつておるわけですよ。ですから、私たちはここでしっかりと、優秀な原田憲政大臣がおられる現内閣において、これを大きくとめる、大幅に削減する措置をするという体制をとらなければ、この問題は解決しないのです。もし続けてあなたが郵政大臣をしておると、また次の国会でもこんなことを繰り返して、そしてまた五百万円が足らないので八百万円ということになってくるわけですよ。ですから、この田中政府の高度経済成長政策のこういう体制をやめさせなければ、この金融債の問題だつて解決しないのですよ。

一つ言ひましよう。これまでは全部合わせましたも一五%なんです。今度はこれが、つまり使う金が三〇%にのし上がつてくるわけですよ。今年度は大体五百億を予定しておるということになつておるけれども、そうすると端的にあなたもおわかりのように、私も目の子で計算しますと、要するにいま一兆円の三〇%まではそういうところを使うという形をとる。この次はもっとそれが増してくるですね。そして増してきたものについてまた大体三〇%使う体制をとつてくるというふうなことになる。逆は物価は上がつてくるし国民は苦しんでくる、こういうことを反復するわけですよ。ですから私は、すみやかにこの基本問題を解決するためには、田中政府のいわゆる高度経済成長政策や、日本列島改造に関する大幅の削減やその曲がりかどをきちんと正しくしなければ解決をしないというふうな考えでおるのであります。

特に簡易保険において射幸心をあおるといふようなことは、先ほどあなたも積極的に言なかつたという御説明があつて、私は幾らかの安堵をあなたの顔色を見てしたわけですが、こういうことをやるというところは、先ほど阿部委員が

指摘をしておりましたように、結局一つの生命をかけたわゆる定額保険にそういう射幸性まで持たせなければならぬ、率直に言つて政府簡易保険事業があまりに姿になつておるわけですね。まことに情けない状態になつてしまつておるわけですね。ですから私はこの保険法の第一条の目的や第二条の基本方針からいへば、当然郵政大臣としては地方還元——地方還元は利が少ないかもわからない、しかし地元のためとか、あるいは保険契約者に対する貸し付け制度をどうしていくという体制をとるべきであつて、第一、この前も指摘しましたように、会計面では簡易保険事業と郵便事業は受託業務だなどという項目の中に入れておるのです。どこから受託したんだと聞いたらわけがわからない。つまり簡易保険事業は国家の事業で、しかも郵政大臣の所管をする事業である。その事業が会計面では受託事業というふうになつておる。電電公社の電話とか電報の下請をしておるのと同じように、下請でございまして、こういうふうなことを言つておるのです。こういう郵政省の姿勢ではこの問題を解決することはできないわけですね。郵政大臣どうお考えですか。

○原田国務大臣 最後になるといつも土橋さんとそこで衝突をしてみようのですが、これは見解の相違と言つてしまつたら味も何もないからそんな言ひ方はいたしません、やはり保険事業というものを考へていくと、これは自分が掛け金をして、それを預つたものが果実を生んで、そしてそれによつて自分がまた享受をするということでございますから、保険事業というもののあり方というところから考へてまいりますと、現在私どもが申し上げておることは自分もまあ理解ができる、こういうことではございまして、理解をしていただけますならば、その中の御議論を賜りたいと思ふことは、あなたのおっしゃる通りに、いま田中内閣も高度経済成長政策についての延長をどうやらやつていこうというところは考へておられないのでありまして、總需要の抑制ということを言つて、ここらあたりで政策の転換をしていかなければ

ばならないということをいま議論しておることは、土橋さんはもう百も承知でおっしゃつておると私は思ふのであります。したがつて、私どもはこの中で、まあ保険事業の話をいたしますと、今後總需要を抑制することによつて、狂騰しておる物価を押さへることによつて、いまのすべての議論がわかつた、こういうことになつてくると思ふのです。私はそういう姿勢でこれからも進んでまいりたいと思ひます。

あなたの議論の中には、各方面にわたりますから、いまの射幸心の問題も出てきましたが、私は先ほども率直に答へたのであります。私は、このくじつき割り増しの保険あるいは貯金というものも、それに主眼を置いて、いまだんやろうという姿勢ではないので、いまの保険の中で少しは楽しみを持つてやつていただきたいということのほうに気持ちがあるのをごさいます。くじが高いからどうぞ買つてくだされ、こういう方向へは行つておられないというふうな御理解を賜りたいと思ふのであります。

〔委員長退席、加藤（常）委員長代理着席〕

土橋さんも長い政治の経験をお持ちで、いろいろな方向で苦勞をされてきたこととありますから、にですが、わが自由民主党の政府もお互に苦勞をしながら、国民のしあわせを追求しながらやつてきておるということについて目的は一緒なんでありまして、ただその方法が少々違ふ。その方法が違ふことによつて、もうこれはやめてしまふなければだめなんだ、こうおっしゃると見解の相違だと、こういうことになつてしまふから、私の申し上げておることもよくひとつ御理解を賜りたいと思ふのであります。

○土橋委員 私は原田郵政大臣をやり込めるとか、いじめるとか、そういうことじゃありません。再三申し上げておりますように、まず第二条の規定に従つてあなたの権限をもつと拡大をして、そればかりに審議会が答申をしましても、やはりあなたの持ち前のりっぱな、地元の問題を早急に一夜にして解決するとか、そういういい面を伸ばして

いただくためにこれだけ私はサセションをして、おるつもりなんです。決してあなたをいじめるというんじやなくて、郵政大臣として、第二条の規定があるんだから、地元還元をするとかあるいは地方財政投資をどうやらやるか、あるいはいまでもアメリカン・ライフとかいうようなそういう保険会社に対して、これは日本の現状に合はないというふうにして、まず政府及び農協の保険なんかをどう守つて、国民の生活を守つていくということ、私はあれだけ言つておるのです。それから、その点はあなたと意見は決して違つておるわけじゃないのです。ただ、大きく曲がりかどへ来ておるものは、こゝで是正すべきであるということをお願いするのです。

あとこまかいいろいろな問題はあります。財投の問題、使ひ方なんかですね。あるいは地方債の購入についてもちゃんとこでいろいろ説明されておるのです。成田さんという方がいろいろよく説明しておるのです。その根本は、いま申し上げた第二条の規定を生かすか生かさぬかというところにあるんだということをあなたに私は言つておるわけですよ。

○原田国務大臣 私は郵政大臣といたしまして田中内閣の中でできるだけ努力をいたしまして、先ほどの審議会中にも、自分の郵政大臣として与えられておる権限を十分に発揮しなければならぬというところで、大蔵当局に対しても御質問がありまして、これに対して、大蔵当局といたしまして十分今後検討していくという答弁もあつたことはお聞きのとおりであります。私は郵政行政の中で全力をふるひまして、国民の皆さん方に、この法律の第一条に於いておる国民の経済生活の安定をはかつて、福祉を増進するという方向に邁進をしたいと思ひます。どうぞよろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。

○土橋委員 最後に大蔵省の方に私はちょっとお聞きするのですけれども、租税というのはどつちかという徴収についてはあまり手数がからな

税は一般会計においていろいろ使つておりますが、簡易保険なんというものは、異常な困難を伴う中で足を運んで集めてきて、そしていろいろな計算の上に一定の金もやはり保有しながら事業をやつていく。ここにも書いておる通りに非常にコストのかつた資金であるわけですよ。従業員の手みどろの奮闘の結果出てくるころの、いわゆる預託をされた、国民から信託を受けたところの財産であるわけですよ。したがつて、この財産の利用については、私は当初から言つておる通りに、あなたの方でどう計画をしておるのか、大蔵大臣何を考えておるのか知りませんが、要するに、地方公共団体に対して三〇％だというふうなワケをきめておることがよくないから、ぬと私は思ふのです。つまり、それだけの非常にコストのかつた金を、あなたのほうで銀行業者のような気持ちでいろいろ配分をしておりましかれども、この資金の吸収には郵便貯金よりも金がかつておるわけですよ。ですから、ここに書いてある郵政事業特別会計二百六十億、これは親類筋だからいいですよ。その次の政府関係機関というふうなものや、あるいは公園関係、その次の四番目に地方公共団体に今年度は三千二百五十億。その伸び率は先ほどから何回も私聞いておりますように非常に低い。全体が三三・六％も伸びておるのかかわらず、これは非常に低い。こういうふうな金の使ひ方は私は正しくないと思ふのですが、もう少し簡易保険や年金の方々の集めた苦勞を十分考へて、それで簡易保険法第二条の規定をほんとうに存分に生かしていくというふうなことを一体大蔵省は責任をもつて答へることができるとどうか、最後にお聞きいたします。

○野田政府委員 これは先生も御承知のように、積み立て金運用法第二条によりまして、簡易保険の積み立て金は郵政大臣が管理、運用しておるわけでございますので、四十九年度の運用計画につきましても郵政大臣の責任において国会に提出をし、可決をいただく、こういうことになつておりまして、大蔵省はけしからぬ、こういう性質のも

のではなく、これは郵政省の責任において処理をしておる問題でございます。

○土橋委員 大蔵省はけしからぬということばは一回も私は言っていないわけですが、そう聞き取れたならば私は訂正をいたしますが、結局大蔵省はそういう細分割の場合に、地方公共団体優先の立場をとるべきではないか。つまり三〇％で押えておいて、あとは郵政事業と政府関係事業、公団関係に金を使うという、そういうワケを、だれがきめたか知りませんが、そういうことを私には言っていないわけなんです。大蔵省、どうですか。

○山口説明員 簡保の運用計画は郵政大臣がおきめになって国会にはかるものでございますけれども、全体の財政投融資計画の一環をなすものでございまして、従来も郵政省とよく相談しながらやっております。従来も郵政省とよく相談しながらやっております。従来も郵政省とよく相談しながらやっております。

○土橋委員 そうしますと、大蔵省は郵政大臣とよく相談をするということをやっているのですから、やはりいま超過負担で各市町村も非常に困つておるし、異常な状態であります。これは私の三多摩地方だけじゃございません。東京だってそうでございますし、おそらく大臣の地元の大阪においてもそうだと思うのです。そうすれば国民が實際困つておる学校を建てるとか保育所を建設をするとか、そういう諸問題をまず郵政省としては取り上げる体制を今後強く私はお願いをしたい。そして、ここに書いてあるような金融債が五百億なんて、こういうところ、これも決して全部悪いとは申しませんが、これがだんだん高じてくるわけですね。ですから、今日、先ほどもお話しございましたように、いま今日は低いかもわからないけれども、これはしよっぱなの一つのアドバランを上げたわけですね。これはだんだん三〇％までもこういう方面に使われてくると、この地方公共団体に投資をする関係はますます薄くなつてくるというような気がするわけですね。ですから、こういう点を今後ひとつ大いにふんばつて

いただいて、地方公共団体のために——これは出ておりますね。あなたもごらんになったのですか。なかなかいいところをやっているじゃないですか。家庭のこういうところも出ておりますよ。それからこれなんかどうですか。こういうことの事業に關与しておるなんてきれいな写真を出しておりますように、こういう中身のあるところのほうへひとつ金を使うということ、射幸心等はあまりしそらないで、健全な方法は幾らもあるわけですから、こういう点をひとつ強く要望しまして——今度のこの簡易保険の資金運用に関する法律については、私は賛成しがたいわけですね。いまこういうことでは、これを根本的に変えて進めることが必要だというふうに考えておりますので、最後の詰めをこれで終わりますから、大臣もひとつよく考えていただいて、そういう点において成功をおさめることができればよろしいと思っております。質問を終わります。

午後一時五十分再開する
○加藤(常)委員長代理 午後一時四十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十分休憩

午後一時五十分再開
○廣瀬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。久保等君。

○久保(等)委員 最初に、郵政省でお出しになっております「昭和四十七年度郵政統計年報保険年金編」の中に入れておりますことでちよつとお尋ねしたいと思うのです。

一〇ページのところになるのですが、戦前の簡易保険の契約高、これは当時国民所得の約四〇％近くになっておった。しかし、一方民営の生命保険は当時やはり国民所得を上回る状態であった。ところが、最近における簡易保険、先ほどもいろいろ御質問なされるいは御答弁があったと思いますが、当時四〇％を占めておったのが昭和四十七年度でも二一・四％といったようなことで、比率

から申しますと約半分程度になっておるようです。しかし、もちろん終戦直後異常な状態ですから、がた落ちに落ちて、それから徐々に少しづつ伸びてまいって、昭和四十七年度が、いま申し上げたように二一・四％というふうなことになる。おるようですが、戦前と比べると、いま申し上げたように約半分程度の比率に落ちておる、こまかいことは別として、これは理由は一体何だろうかというように非常に不審に思ふわけですね、もちろん民保と比べるとその開きも、戦前における状態と比べると、戦後ますますこの開きが大きくなつておる。戦前ではおそろく民保の約三分の一程度ではなかったかと思われるのですが、現在では民保のほうが、昭和四十七年度の場合一六〇・一％というふうになっておる。約八対一ぐらいの比率になっておると思うのですが、このところ、どういうところに主たる原因があるというふうにお考えになっておるのか、御説明願いたいと思ひます。

○野田政府委員 御承知のとおり、戦前は簡易保険が独占でございました。したがって、おのずから民間保険の分野と、それから簡易保険の分野と、この一定の比率で推移をいたしました。このように思ふのでありますが、戦後、簡易生命保険の独占規定が廃止になりましたから以降、先生御指摘のように逐次簡易保険の国民所得に対する比率というものが下がってきておる、最近また徐々に回復に向かいつつある、このようになっています。

原因につきまして、おおよそ考えてみますと、二つあるかと思ひますが、第一点は、保険種類、要するに保険商品の種類の差によるものだろう、このように考えております。と申しますのは、これは保険契約高でございますので、当然定期保険とか、そういう安い保険料で非常に高額の保障を提供するというような形の保険につきましては、契約高が大きくなります。ところで、民間生命保険におきましては、普通の養老保険から定期つきの養老保険に移行した年代というのが相当

早くございまして、昭和三十三年、四年ごろから二倍型あるいは三倍型の定期つき養老保険を発売を始めた。四十四、五年ごろからは五倍型、十倍型あるいはそれよりもさらに大きな大型保障商品へ移行する、したがって当然に保険金のみが大きくなってきておるわけでありまして、これに對しまして、簡易保険につきましては、御承知の最高制限額の制約等もありまして、三十九年に初めて二倍保障型の定期つき養老保険を売り出しました。四十七年に三倍型の定期つき養老保険を売り出した。しかも現在でも、十年あるいは十五年の普通養老保険というふうな、保険料は相当高いわけでありまして、保険金がそれほど大きくない保険種類が主力になっておる、この保険商品の差に基づくものが原因の第一だろう、このように考えます。

第二点といたしまして考えられる点は、保険の外務員数の差がまず考えられるのではないかと、このように考えております。三十五年度から四十七年度までの間をとりまして、簡易保険の外務員は、この十三年間におきまして七・三％の増であるわけでありまして、これに對しまして民間保険の実働外務員数というのは約二倍になっておるわけでありまして、それだけ募集力が簡易保険よりも強くなったことに第二の原因があるうか、このように判断をいたしております。

○久保(等)委員 いまの御説明であらうか理解できるのですが、民間のほうが非常に、いま言ったような優位性にある点から伸びたということが主たる原因だと思ふのですが、ただ、戦前あたりの比率、いま私が申し上げたように一対三、おおよその全く大づかみの比率でありまして、一対三ぐらい、まあ現在は一対八ぐらいというふうな形になっておるわけなんです、いま言った要員の問題、これは確かに端的に成績の上にあらわれてくると思ふのですが、そういう点から考えると、今後の簡保のあり方として、やはり今後の積極的な簡保発展を考えてまいるとすれば、いま言った要員の問題なんかについても、わずかに七・三％程

度ふえたという程度のあり方では、この簡保の発展というようなことを期待することは無理だろうと思うのですが、要員面では、その七・三〇というその要員のふやし方、これはどういうところからふえるのですか。何かある程度の目標を持ちながら増員を考へておられるのか、結果的にたまたま七・三〇ふえたということなんでしょうか。もう少し積極的にやっているとすれば、私は当然要員問題、これは新種なんかの開発という問題ももちろんありますが、いま端的に御説明のあった要員問題、これは当然主力になるわけですから、この要員の増になった根拠というものはどういったところから出ている数字なんでしょうか。

○野田政府委員 御承知のように、簡易保険事業が国営の形態で運営されております関係上、どういたしまして民間保険のように自由満足の増員というようにすることができないわけでございます。あまつさえ、他の一般行政官庁と少しは現業というこのゆえにその率は違いますが、やはり行政機構の改革なりあるいは定員の縮減ということをやつと重ねてきております。

なお、簡易保険事業の要員需給関係の内容から申し上げますと、募集に要します要員の増というものはここ十数年ほとんど認められておりません。集金要員の増、これだけがどうやら、先ほど申し上げましたようなわずかな数字でございますが、件数増に伴う集金要員の増あるいは内部事務の増加に伴う要員増というのが認められておる程度でございます。その中からまた一般行政庁と同じような、率は少し違いますが、やはり要員の縮減と増員とが繰り返すときとござへる、こういうふうな実情でございます。なかなか要員の増加ということが困難な現状でございます。

○久保(等)委員 今度もこの改正法案が出されておるわけですから、当然事業の伸びということも予想されるわけですし、こういふことについて、いま言った要員の問題も考へておられると思うのですが、増員等、今後の問題としてお考えになっておられるかどうか、お聞きしたいと思ひま

す。

○野田政府委員 今度といひますか、今回簡易生命保険法の改正でお願いをしております割増金付簡易生命保険の発売等につきましては、四十九年度におきましてはさほど事務量の増高を来さず、ただ、くじ引き票の交付程度で済むだろうと思ひます。したがひましてここで特段の要員措置ということは現在考へていないわけでござへるが、五十年年度になりますと、今度は当せん金の交付とかそういう作業が加わりますので、あるいは要員増というやうな数字が具体的に出てくるかと思ひます。そういう際には、当然要員措置ということに考へたいと思ひますが、四十九年度等につきましては、さしむき超過勤務なりあるいは賃金もし必要があると思ひますればそういう面でも処理をしていきたい。いずれにしましても労働過重にならないように配慮をしていきたい、このように考へます。

○久保(等)委員 もちろん国家公務員ということに定員等がきつちと定められておるわけですし、定員法等の制約もありますから非常にむずかしい面があると思ひますが、しかし仕事の実際というものはあくまでも、何といひますか、民間企業でやっておりますと同じやうな事業、ただし目的がよほど違つておると思ひますが、事業そのものは、したがつて民間との競争に直面をせざるを得ない事業でありますだけに、必要な要員はやはり要求すべきであるし、また政府としても当然要員は考へていくべき問題だと思ひます。したがつて、定員法によるワケといつたやうなことでも何か一律に、行政整理なりあるいは人員の削減問題等ではいつも画一的にやられる、あるいは経費の節約ということになりますと一律にやられる、ここが私は非常にいわゆるお役所式のやり方だと思ひます。この要員問題について、さしあたつてこの四十九年度には考へておられないやうであります。今後の五十年年度以降あたりには当然今回の法改正に伴つても要員増が考へられるわけですから、そういうことに對

してひとつ大臣のほうで一言御答弁を願ひたいと思ひますが、大臣、どんなふうにお考へになりますか。

○原田國務大臣 事業の経営につきまして、先ほどから御質問に答へて局長が申しておりますが、民間との差が大きくなつてきておる理由の中で、民間の事業者のほうはいわゆる勧誘員をたくさん持つてやつておる、それに対してわがほうは国家公務員という立場でやつておる、そこらのことも一つの理由であらう、こういうことを考へておるのであります。確かにそういう面があると思ひます。ただ、これから事業を伸ばしていく面におきましても、民間の保険者のほうでもいわゆる勧誘員を定着することがむずかしいという状態になつてきておるやうでございます。それに比べますと、わがほうは国家公務員として身分を保障されて十分働き得るという立場に置かれておりますから、そこらの質のよさというものを十分發揮するとともに、もちろん人がよくやらないことをわれわれ国家公務員だからやれるというものではござへませんから、なおそこらのところには十分配意をいたしまして事業の運営が進んでいくようにいたしたいと思ひます。

○久保(等)委員 このことについては今後とも大臣のところでは十分にお考へを願つて、必要な要員についてのやはり確保してまいらうということについて御努力を願ひたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたいのは、これまで郵政省のお出しになつております「郵政経営統計」のこととして、一月ですが、ナンバー九四という青表紙の冊子に簡易生命保険の資金運用状況というものがござへます。ここに運用種目が載つておるのですが、この種目のつとつて運用の利回りをひとつ御説明願ひたいと思ひます。有価証券、貸付金というやうに大きく分け、さらに有価証券の中に国債、地方債その他分かれておるやうですが、利回りが一律にどういふないいろいろなものが、株式なんかも入つておると思ひます。平均しておおよ

そどの程度になるのか、大づかみでけつこうですが、利回りがどうなつておるか御説明を願ひたいと思ひます。大体はかのプリントも同じやうな種目の分け方をしているのじやないかと思ひますが……

○野田政府委員 先生お手持ちの資料とはちよつと違ふかと思ひますが、大体運用対象別によります利回りにつきまして申し上げたいと思ひます。四十九年度の運用計画に計上いたしました長期運用の融通利率を申し上げます。契約者貸し付けでございますが、普通貸し付けが六％、振りかえ貸し付けは四・八％でございます。財投に計上いたしております貸し付けにつきましては、地方公共団体、住宅金融公庫などの大部分が財投基準金利の七・五％になつております。国鉄、住宅公団、電源開発に對します貸し付けが八・二％。以上が貸し付けであります。

次は財政投資に計上いたしております債券について申し上げます。原則として市中消化の条件と同一であります。道路関係——首都高速、阪神高速を含めまして道路三公社、これの大部分が八・三三七％でございます。帝都交通営団債は九・一九一％、それから商工中金の利付き債の八・五％、この二つが例外になつております。

なお財政投資融資ワケ外運用の利回り、これも市中消化の条件と同じでございます。利付金融債八・五％、社債が九・一九一％から九・三九三％の範囲内の利率になつております。

○久保(等)委員 郵政の貸し付けなんかの場合にはどの程度になりますか。それから、国債、地方債というふうに分けるとどういふことになりますか。それから、資金運用部の預託金はどういふことになつておりますか。

○野田政府委員 郵政事業特別会計に對します貸し付けは一般の標準のものと同じでございます。七・五％ということになつております。

なお資金運用部預託金につきましては、簡易保険事業会計の決算が済むまでの年度の金というの

は資金運用部に余裕金として組み入れられております。決算が済みました後は積み立て金になるわけでありまして、これは即座に全部積み立て金として取り出すということではなくて、一部がやはりしつぽとして資金運用部の中に残るわけでありまして、これは余裕金ではなく預託金という形で、非常に少ない額でございますが、残っております。したがっていましてこれは非常に低い金利ということになるわけでありまして、(久保(等)委員)どのくらいになるのかと仰るその期間によって違ってくるわけでありまして、資金運用部に預託しております融通利率が年間四・五%でありまして、特利として年一・五%の利率、これは一年以上三年未満の償還期限がついておるものであります。なお、それより以下短くなりますと、三月以上一年未満、これは三・五%でございます。さらに短くなつて一月以上三月未満、これは年に二%の金利しかつかない。こういうことになっております。

○久保(等)委員 国債、地方債は。

○野田政府委員 地方公共団体に対する貸し付けは、長期、短期とも年七・五%でございます。国債につきましてはやはり七・五%、こういうことになっております。

○久保(等)委員 おおよそ御説明何って理解できるのですが、いずれにしてももちろん運用の利回りには高低があるわけですし、特にこの資金運用部預託金の最高で四・五%という御説明なんです、金額にするとけっこうやはり相当な金額になると思うのですが、四十八年度が百五十五億くらいですか、四十七年度はわずかですが、わずかにいうか少し下がっておりますが、いずれにしても百億前後の預託金、これの利回りもやはりもう少し——これは特に大蔵省との関係の問題ですが、預託金は大体短期のものだということで非常に利回りが少ないようですが、こういったことについてはできるだけむしろ預託金を減らしてまいり、こういった必要があるのじゃないかと思ひます。少なくとも高利回りに運用を考へておられること

は当然だと思ひますが、なおいま申し上げた、あるいはお聞きした限りにおいても、高利回りの運用について一その御努力をお願いしたいと思うのですが、今回の法律改正に伴つて、利回りのいい金融債だとか社債の保有限度額をそれぞれ引き上げてあげよう、拡大しようということでは案を提案されておるのですが、従来、金融債の場合百分の十であつたものを二十に、それから社債について百分の五であつたものを十にしようという提案なんです、四十六年あるいは四十七年、四十八年、ここ両三年、金融債なり社債なりにどの程度振り向けられておつたのか、その実際の実績はどの程度のものになっておるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○野田政府委員 ただいまの御質問でございますが、金融債、電力債の保有額及びその占率は月ごととに締めますので、平均的に何年度は幾ら、幾らということとはちよつと申し上げにくいわけでございますが、昭和四十六年度の、昭和四十六年の四月から昭和四十七年の三月までの間の推移を見ますと、積み立て金中に占めます金融債の割合を先に申し上げますが、四十六年度初めの四月に六・六%、金額にいたしまして千六百七十五億円を持っております。これがずつと少しずつ動いていきまして、昭和四十七年の三月、年度末には一千六百四十四億円ということで、六・三%になっております。次に、四十七年度について申し上げますと、四十八年の三月、つまり四十七年度の末におきましては二千三十一億、積み立て金中に占める比率は六・六%になっております。四十八年度に入りまして、四十八年十二月現在におきまして金融債の保有額、これは二千八百六十六億、パーセンテージで七・六%でございます。

なお電力債につきましては、四十六年度、四十七年度におきましては新規の運用はございませんで、四十八年度に入りましてはほとんどパーセンテージとして、比率として上がってくるほどの数字はございませんで、一けた台であります。たとえば四十六年度中は大体八億とか六億とか、そ

いう数字でございますが、四十八年三月に入りましてはじめて二十五億という二けたの数字を持っております。それは逐次ふえまして、四十八年十二月末に百三十一億の電力債保有をいたしております。これも積み立て金中に占めます比率は〇・四%ということになっております。

○久保(等)委員 いまの御説明でもわかりますように、結局保有限度のワクから見ますと、金融債にしても六・数%といった程度です、また社債の保有限度ワクから見てもわずかに一%に満たない低率なんです、そういう点から申しますと、現在の現行の制度のもとにおける金融債の百分の十、あるいは社債の百分の五、こういったワクにはまだ相当な隔たりがあると思うのですが、なおかつ今回倍程度の保有限度のワクを広げようというこの運用法の一部改正法案が提案されておるのですが、これはどういうところにあるというワクを今日の時点で拡大しておこうというのか、その理由をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○野田政府委員 先ほど申し上げました数字のほとんどの部分は、実は長期運用に回すまでの簡易の資金を短期融通で回すことにいたしました、金融債なり電力債を保有した金額でございます。長期に回し得るのは、実は四十八年度四百億、それから四十九年度、これは来年度でございますが、一応財投ワク外として五百億が認められたわけでございます。今後正式に長期として計上されますのは、実は四十八年度からであります。したがうて、実は先ほど申し上げました四十八年度から電力債等が急激にふえておりますのはそういう意味合いでございます。今後長期合計いたしました場合には、四十八年度の四百億と四十九年度五百億、これが積み重なっていくわけでありまして、その上に短期融通による金融債なり電力債の保有ということがその上に積算されますので、現行の保有のワクというもののだけではやはり足りなくなる、こういうことになるわけでございます。

○久保(等)委員 この資料を持っておられぬようですから少しお答えにくいかもしれませんが、これは四十七年、四十八年の積み立て金の運用に関する構成比が載つておるのですが、いまお話が四十八年度云々というふうな御説明があつたのですが、これは暦年と見えて四十八年となつております。四十八年における資金運用の状況が載っておりますが、これを見ますと、電源開発債が構成比の面から見ると〇・一%、それから社債、株式〇・三%、合計して〇・四%、それから金融債が六・六%ということになっておるわけですので、こういった事情から、今度は四十九年ということになるのですが、もちろんこれは現在も進行過程ですからわかりませんが、四十八年一年間における実績はいま私が申し上げたような実態になつておるのですが、そういう観点から見ると、私は先ほどお伺ひしたことがやはり同じような事情にあるのじゃないかと推測されるのですけれども、いま局長の御答へだと、何か四十八年度から事情が変わつて、相当の実績というものが構成比の面であつてくるんだというふうな御説明だと思ひますが、この四十八年の資料から見てもそういったことが説明できますか。

○野田政府委員 実は、先生お手持ちの資料、こちら持つておりませんので、どうもあるいは答へがちよつと正確なところかと思ひますが、先ほど申し上げましたように四十七年度までは、法律上は電力債を持てるようになっておりましたけれども、これは大蔵との約束その他で長期債には進出できないで、短期運用だけに限る、こういうふうなことになっておりました。これが四十八年度以降初めて長期債にも進出ができるということになりました。したがうて、初めて財投のワク外として正規に四百億というふうなワクが認められて、これを金融債、電力債に回せる、こういうことになつたわけでございます。さらに四十九年度におきましては五百億ということ、合計九百億のワク外の運用、これは四十九年度までの累積でございますが、これらの九百億の原資がそれぞれの金融債な

りあるいは電力債、社債等に向くわけでござい
ますので、これは飛躍的に今後増加していく。先
ほど御説明申し上げた点、おおむね間違いな
かる、このように考えております。

○久保(等)委員 先ほどの御答弁とダブるかも
しれぬですが、また別の角度からお尋ねしたいと思
うのです。本年でもいいし本年度でもいいです
が、その運用比率をどういう予定でお考えにな
つておるのか。いまお尋ねしている社債それから金
融債に分けて、一体構成比をどの程度本年度の場
合には考えておるのか、あるいはことしでもいい
ですが、お答え願いたいと思うのです。

○野田政府委員 四十八年度の四百億につきま
しては、そのうちの二百五十億を金融債に振り向
けまして、百五十億で電力債を購入をいたしまし
た。四十九年の五百億の運用につきましてはまだ
計画を策定中でございまして、決定を見るに至
っておりません。

○久保(等)委員 ちょっとそれをおおよその比率
で言ってくれませんか。金額だけじゃなくて、總
体に対する……。

○野田政府委員 実は、資金の運用状況は大体月
末ごとにまとめておりますけれども、これは実は
長期と短期の両方入りまじって数字で計上されて
おるのです。したがって、長期で純粋にどの
くらいになるかということが実は出ていないわけ
でございまして、一番新しい昭和四十九年二月末
現在におきます金融債の保有高について申し上げ
ますと、これは二千九百五十二億ということに
なっております。保険及び郵便年金の総資金に
占めます割合が六・七でございまして、それから
電力債が百三十億九千四百二十八万、大体百三十
一億でございまして、これが〇・三になってお
ります。このほか四十九年度に入りまして、先ほ
ど申し上げました五百億というものが積み重な
り、さらに短期融通がやはりワク内で操作できる
わけでございますので、さらにふえていくのだろ
う、そのように考えられます。

○久保(等)委員 やはりその年度初頭あたりにそ

の年度における運用の計画というものを立てて
なるだろうと思うのですが、そうすると、たとえ
ば四十九年度、本年度に入つたばかりですけれど
も、本年度の資金運用のそういう構成比にもなる
わけですが、いつごろ策定をせられるのですか。
まあ月々といういま御答弁なのですが、これは統
計としてはそういう形で集約されるのでしうけ
れども、運用計画というものはどういうことにな
るのですか。

○野田政府委員 御承知のとおり翌年度の積み立
て金運用計画につきましては、資金運用部資金
等と一緒に予算の最終閣議の際に、財投計画に関
する部分につきましては、政府の原案がそこでき
まりまして、昨年から資金運用部資金、それから
簡保積み立て金の運用に関する法律でございま
すか、これによりまして予算委員会に提出をいた
しまして、国会の審議を受けて可決される、こうい
う形になるわけでございまして、それがきまりまし
た際に、初めてわれわれの四十九年度の積み立
て金運用計画について、国会の承認を受けたもの
としてその執行に移るわけでありますけれども、
たとえば郵政事業特別会計二百六十億、四十九年
度にワクがございまして、これは郵政事業特別会
計から、いつぐらいいいといつはいい、こういう
要求が出てまいります。そういう形で全部この借
り受けの機関と相談をしながらきめる。これらの
資金需要ですか、手持ちの保有資金の実情等にら
み合わせながら、あるいは工事その他の進行状況
をにらみながら資金の融通をしていく、こういう
形でございまして、年度当初におきまして全部こ
れがスケジューリング的にきまる、こういうこと
になっていないようございまして、たとえば、政府
関係機関につきましても、国鉄、電電公社とい
うようなものから、公庫は住宅金融公庫、国民金融
公庫、中小企業金融公庫、いろいろござい
ます。こういうのとお互いに話し合ひで、当然こ
らの資金事情もございまして、そしてきめてい
く、こういうことになっております。

それから、これは郵政省でかつてにきめま

す——かつてにきめるといふと語弊がございま
すが、五百億の要するに財投協力のワク外の金融債
なり電力債をどういう形で購入するか等につきま
しては、これは金融債あるいは社債等の発行者側
の条件、それから市中の状況、金利の実情とい
うのは日々動いておるわけでございまして、そう
いうものをにらみ合わせながらやっておりまして、
これまた年度当初にびちと計画を立てる、こう
いうことにはなっていないわけでございます。

○久保(等)委員 それは説明をされることもわか
るのですが、私のお伺いしているのは、もう少し
端的に、だから資金運用の大綱は、それならば
いつごろに大体全体としてきまるのか、一つ一
つ、いろいろそれぞれのワクについて関係省庁と
もちろん折衝せられるのでしようが、一体いつ
ごろになったら資金運用計画というものが
が、四十九年度なら四十九年度についてはきめる
のか。いずれにしても郵政大臣のところまで、これ
は貸すほうだし、それから特に財投にしても出す
ほうなんです。自然にどこからともなくき
まっていくなというものでなくて、やはり一つの
ワクをきめ、それぞれ折衝していくのでしうか
ら、こまかい結論、金額がびたつと合うか合わぬ
かは別ですけども、大ワクのところはやはり郵
政省が一つの計画を持って、本年度はどういう方
面に幾ら、どういう方面に幾らと、それからさら
に突き詰めて言え、大ワクはいまお話があった
ように国会にもかかってくる面もあるのですけ
れども、しかし国会にすべてかかってくるわけ
じゃないのですから、そういうこと、事務当
局としてもある程度の素案というものが当然あ
るのじゃないかと思うのですが、そこらのことを
お尋ねしているのです。

○野田政府委員 ちょっと私のほうの説明に行き
違いがあったかと思いますが、積み立て金の運用
計画につきましては、先ほどもちつと御説明し
たかと思いますが、運用対象別、それから金額別
に国会の審議を経なければいかにことになってお
ります。したがって、いずれにいたしましても

十二月末、予算の政府原案をつくりまされには全
部大綱が——大綱といふか、全部で上がる
形になりました、これを予算委員会に提出する、
こういうことになっておりまして、先ほど
ちつと申し上げましたけれども、それぞれ、た
とえば日本国有鉄道に簡保資金から四十九年度は
六百億、電電公社には二百億、こういうものを貸
し付ける、これは政府原案は十二月末にはきま
つておる、これが国会の御審議で予算と同時に成立
をする、こういうことになります。ただ、実際こ
れを四十九年度の第一四半期あるいは第三四半期
に出すかどうかということにつきましては、相手
方の資金需要の状況もございまして、簡易保険の保
有金額の手持ちの状況もございまして、したがって
幾ら、こういうことにはならないわけでありま
すが、大体やはり現実の執行としては年度の後半の
ほうに集中をしていくという傾向は当然あるわけ
でございまして。

○久保(等)委員 それじゃ時間をとりましますから、
いま御説明があった、国会に出されたそのな
を、恐縮ですが私にまた後ほどお出しを願いた
いと思うのですが、委員長、ひとつ……。

○廣瀬委員長 資料要求につきましては理事會に
はかりまして……。

○久保(等)委員 と同時に、ここに資料をお持ち
でないからなんですけれども、これを毎月毎
月この方法でもって集計をせられてデータとして
集めておられると思うし、直ちにこれがまたこう
いう印刷物になって一月おくれぐらいに何かおつ
くりになっていくようですするものですから、
このつくられたいわば運用状況の方式で、ひと
つ本年度の運用予定をぜひ数字的に整理をして、こ
れまた資料でお出しを願いたいと思うのですが、
委員長、よろしく願います。

○廣瀬委員長 同様にいたします。

○久保(等)委員 それでは、この問題はその程度
にして、次に、新聞に報道せられた、最近の保
險募集に関連する事故にもなるわけですが、三月

三十一日の新聞の伝えるところによりますと、簡易保険でかえ玉詐欺事件が起きたといったことが報道されております。窓口契約をせられて、その結果詐欺にかかったわけなんです、十件で六千万円という相当な金額ですが、この詐欺を現実にしたのかどうか、これは新聞の報道程度ではよくわかりませんが、この事件について、きわめて概略でけっこうですから、ひとつ簡単に御説明を願いたいと思うのです。

○田所説明員 山形市在住の横川真一、四十六歳、農業でございますが、これが昭和四十七年十一月三十日から四十八年二月二十日までの間に、東北、関東、東京、東海、近畿、北陸管内の九つの郵便局におきまして、自分の妻を被保険者、自分を被保険金受け取り人として傷害特約つき第二種特別養老保険計十口、保険金は死亡保険としては三千万円、満期保険としては一千万円でございますが、そういう契約を締結したわけであります。その一カ月後の昭和四十八年三月二十日、妻がシイタケ栽培用ビニールハウス内で、暖房用練炭コンロによる一酸化炭素中毒により死亡したとして、昭和四十八年四月六日から昭和四十八年十一月八日までの間に計十口、六千万円の保険金の支払いを受けたものであります。

本件に關しまして、昭和四十八年四月十六日、仙台地方簡易保険局から東北郵政監察局に対しまして、事故死による三件の高額保険金の支払いに疑いがある旨の通報がありまして、東北郵政監察局は関係地方監察局におきまして内偵を続けました後、昭和四十九年三月二十八日、東北郵政監察局が横川を取り調べましたところ、横川は被保険者かえ玉による保険詐欺を認め、保険金として支払いを受けた六千万円について債務証書を書き、三月二十九日、二千二百六十万円を返納したわけでありました。

三月二十九日、山形県警及び山形署が取り調べをさらに進めまして、同日午後九時四十五分、横川を保険詐欺で逮捕した次第であります。以上が概要でございます。

○久保(等)委員 この保険詐欺事件ですが、たまたま部内といえますか、郵政当局でもって発覚をされて、いま言った、すでに二千二百六十万円の返金もなされておるといったようなことで、比較的被害を最小限度に食い止めたような形になったようですが、この窓口での契約からこういってような問題が出たのじゃないかと思うのですけれども、現在、窓口で契約をすることも約款の上で定められておりますが、現在、一体どの程度こういった窓口契約の件数があるものなのか、年間の程度にのぼりますかお尋ねしたいことと、それからやはりこういったような類似の犯罪が最近にもあったのかどうか、これは監察官のほうにひとつお尋ねしたいと思うのですが……

○野田政府委員 まず私のほうから郵便局の窓口申し込みの関係を申し上げます。郵便局の窓口におきまして受理をした新規契約の申し込み状況につきましては、実は特別に統計をとっておりませんので正確な数字を掌握いたしておりません。しかしながら、募集手当支給額から推計いたしまして、昭和四十七年度におきまして郵便局の窓口で受理をした新規契約の件数は約四万件、全体の二〇程度ということになっております。

○田所説明員 この種のかえ玉による保険詐欺事件というものは、いままで捜査した例がございません。○久保(等)委員 幸いにしてあまり前例がないというのですけれども、普通窓口には、これは顔見知りであれば問題ないですけれども、顔見知りでない一般の方が来られて契約をせられるということになりますと、えてしてこういう事故が起こり得ないわけではないだろうと思うのですが、幸いにして従来あまり前例がなかったことは私にいうところだと思ふのですけれども、ただ、それかといって今回の場合も決して特別ルーズな扱い方をしたわけではないのしょうし、いろいろ面接をせられて、健康状態その他についても質問もしてみたりいろいろやったのでしようが、結果的にこうい

た事故が起きた。そうすると、窓口契約なり窓口申し込みの問題については、現行の制度に何らかのやはり検討を加えるという必要があるんじゃないかという感じがするのですが、保険局長のほうから、その窓口契約なり窓口申し込みの問題について現行制度上再考を要する面があると判断されるのかどうか、お尋ねしたいと思うのです。

○野田政府委員 この取り扱いにつきまして現行制度上なかなかむずかしい問題がございまして、本件のように被保険者と同じ女性である、しかも同程度の年齢の者が被保険者であるということをお申し立てをいたしました場合に、それが本人であるのかえ玉であるかという確認は、事実上の取り扱いとしてはなかなかむずかしいだろうと思ひます。しかしながら、今回のような特別異例の事件があったわけでございます。要件として郵便局の窓口には被保険者を同行して積極的に契約の申し込みをするような、特にかえ玉を連れてくるようなことの今後の再発を防止する意味におきまして私どもいろいろ対策を考えたわけですが、大体次のような措置をとっていきたい、このように準備を進めております。

まず、郵便局の窓口積極的に契約の申し込みがあった場合に、被保険者が正当本人であることと十分確認をするように何らかの証明書、証明をする資料の提出を求めたい、このように第一点としては考えております。第二点としましては、特に保険金額が高額な契約の申し込みがあったものについて、特に窓口で三百万というような最高額というようなものを申し込んでしまったような場合、その保険契約申し込み書を被保険者の住所を受け持つ郵便局に送付して、被保険者の同意の有無を再確認するという手続をとりたい、この二点をひとつ勵行させていきたい、このように考えております。

○久保(等)委員 いまの御説明程度でもこういう事故を防止するには私、相当効果的だと思ふのですが、はたして住所を持っておるのかどうか、住所不定のものでも窓口でもって契約ができ

るということであれば、どこか適当な住所を書いて、事実はそこにないけれども、やれるということも考えられますが、いま言ったようなことで、やはり本人がはつきりした住所を持ち、そこで生活しておるのだといったようなことが、いま言ったような方法をやれば可能だと思ふのです。が、こういった事故の再発の防止について十分にひとつお考えを願いたいと思ひます。

それから、非常に保険の募集については従業員の皆さんも苦勞をしておやりになっておると思ひます。特に最近のようになるとか家が留守がちであるような家庭を訪問せられて契約をとってくださることは非常に苦勞のあることだと思ふのですが、そういう中で非常に努力をしておられることと、また順調に保険契約も伸びておられることを拝見して、私も非常にその労を多とするんですが、たまたま昭和四十七年度の会計検査院から出た決算検査報告書、最近四十七年度のができ上がって手元に配付されて、見たんですが、この中に郵政省所管の不正事件が七件ばかり載っております。その中の五件までは実はこの簡易保険の外務員による不正事件として掲載をせられております。私も若干意外に思つたんですが、七件中五件、簡易保険の外務員の者によって不正事件が起きておるんですが、最近このことが、四十七年度においてこういう事実があったのだと思ふのですが、それ以前、四十六年度あたりにも一体こういった保険関係の不正事件があったのかどうか寡聞にして知りませんが、御説明をあわせて願いたいと思ひますし、大体同じような類似の中身の不正事件のように思われるんですが、こういったことについては、当然金銭の授受等があります仕事に携わっております職員の人たちですから、平素から非常にそういった点では十分に戒め合ひ、いろいろと配慮せられておるんだらうと思ふのです。四十七年度たまたまこういうことであつたのかどうか、ここ二、三年の傾向等もあわせてひとつ御説明を願いたいと思ふのです。

○田所説明員 四十六年度における保険の犯罪種

目、件数、金額をちよつと申し上げます。保険料の横領詐取は四十五件、金額が二千二百万でございます。それから還付金等の横領詐取二十四件、三百八十五万でございます。逆選取による保険詐欺、これは九十一件、二千四百万、貸し付け金、弁済金横領詐取十一件、二百万でございます。その他に十二件、二百七十万でございます。総計、件数が百八十三、金額五千五百余万でございます。四十六年分でございます。

○久保(等)委員 同時に、件数はこの件数でわかりますが、人数にして何人になるのか。それからこれは部内、部外、両方含まれておるんですか、どういふことになりますか。

○田所説明員 部内、部外両方含まれております。

○久保(等)委員 人数の頭数。

○田所説明員 人員は合計二百一名でございます。そのうち部外者が百二十名でございます。

○久保(等)委員 ただいまのは四十六年度ですが、四十七年度の場合にも、私はたまたま会計検査院の検査報告だけを見たんですが、そうすると、会計検査院の検査報告には載っておらない不正行為による事件がわかりますか、四十七年度。○田所説明員 先ほど申し上げました四十六年度分の件数、金額等は全部でございます。検査院の報告したものにとどまらず、保険の全部の件数、金額でございます。(久保(等)委員)ですから、四十七年度……(と呼ぶ)四十七年度の件数と金額を申し上げます。保険料横領詐取五十三件、二千五百余万でございます。還付金等の横領詐取十三件、三百十四万、逆選取による保険詐欺六十件、九百三十九万、貸し付け金、弁済金横領詐取十一件、八百八十六万、その他十二件、六十九万、総計、件数が百四十九、金額が四千七百九万でございます。

○久保(等)委員 これはあまりお聞きするつもりじゃなかったのですけれども、しかしお尋ねしてお答えをいただいた限りにおいても相当な不正件数があることがわかったのですが、これは四十六

年、四十七年度、両年度だけについてお尋ねしたので御説明であつたのですが、こういう傾向はずっと前から、大体百数十件、二百件近いこういう件数が年々歳々事故としてあるものですか。

○田所説明員 件数を四十五年、四十四年、四十三年について申し上げます。四十五年百二十四件、四十四年度八十七件、四十三年度七十二件となっております。

○久保(等)委員 いまの御説明から見ても、最近激減という傾向にはない。むしろどちらかというふうにおおるというふうに見受けられます。特に四十六年度は件数にして多いわけなんです。四十七年度は人数のほうの御答弁はなかったですが、四十六年度の人数が若干少ないといった程度で、やはり相当不正事件が起きているようですが、これらに対してどういふ指導をしておられるのか。こんなことは犯罪行為ですからたいへんな不正問題なんです。これはあると私は実はあまり知らなかったのですが、件数が百件をこえる、人数にいたしたとしても、四十六年度は部内者でも八十一名いるわけなんです。部外者、部内者ともに不正事件として非常に多いような感じがいたします。こういうことについては厳に絶滅を期する御努力を願わなければならぬと思うのですが、こういうことについてどういふ対策というか処置をとってまいっておられるのか、件数がむしろ最近ふえるような傾向にあるといつてもいいような状況にあるようですが、これをどんなふうに考えておられますか。局長のほうからもお答えいただきたい、大臣のほうからもひとつお答えいただきたいと思

います。

○野田政府委員 先ほど首席監察官のほうからお答え申し上げたのでございますけれども、簡易保険に関する事故犯罪は、実は四十六年までは年々増加傾向にございました。それが四十七年度から減少の傾向に転じておりまして、本年度も現在までのところ前年より多少減少しておる、こういう

ところでありまして。ここ一兩年徐々に改善されたもの、かように判断いたしております。

ところで、先ほども御報告ありましたとおり、これらの犯罪の大半が保険料の横領、それから逆選取によります保険詐欺であります。したがって、この種の犯罪の防止に主力を注いでおるところであります。逆選取による保険金詐取に對しましては、新規申し込み受理の際、契約者と被保険者の姓名が異なる契約で被保険者以外の者を保険金受け取り人とするものについて、被保険者の面接及び告知の状況を確認する方法とか、死亡診断書の発病または死亡の年月日その他保険金支払い上の重要事項を改ざんした疑いのあるものは監察局に通報するとか、そういう技術的な方法をとってチェックをするようにいたしております。

次に保険料の横領に對しましては、一番最近の保険料払い込み及び払い込み額について契約者に照会し、郵便局に保管をしておる書類と照合する。これは往復はがきによつて調査する方法と、それから監察官が臨局したような際に契約者を訪問して調査する方法、この二つの方法によつて行なっております。さらに契約者から領収帳の提出を求め、郵便局において自局に保管と照合する。また集金員の担当区を固定しますとやはりいろいろ問題がございますので、集金員の担当集金区域を年に一、二回変えるというような措置を講じております。また継続して保険料の前納払い込みをしていただけた契約が隔月払い込みになったとき、団体払い込みが延滞になったとき等につきましては、特にその原因について調査しまして、これが何らか犯罪と関係があるかどうかというようなことを確かめる、以上のような措置を講じております。

○原田国務大臣 いままたまた保険をめぐるところの事件から、毎年度におけるところの事故件数、犯罪件数等の質をもちつて明らかに成つてきたところでございますが、これは私は特に就任いたしました以来、この種の問題を含めまして綱紀の肅正、先ほどもちよつとお答えいたしましたのでご

ざいですが、国家公務員というものの質はよいといふことをもつて信用を得てやっておる者が、あやまちをおかすといふことは全く申しわけのないことで、私就任以来二、三指示を受けて問題を把握しておるものもございましたので、それぞれ責任者に命じまして、再びそのようなことが起こらないように処置するとともに、全員に對して綱紀肅正をするようにということで通達をいたしておる次第でございます。

いま局長から申しましたが、事故がふえつたものが減少傾向にあるという報告でありましたが、減少したりといへども一件たりともかようなことがあつてはならないのでございまして、今日の横川詐欺事件にいたしまして、これはわがほうの監察から足のついたことであるとはいへども、やはり最初に窓口においてごまかされておつたといふことは、こちらが手落ちというふうになつた考えなければならぬ面があると思つてございまして、今後かようなことが一件もないように努力を続けてまいりたいと思つております。

○久保(等)委員 それではあまり時間がありませんので、次に移つて、簡易保険の福祉施設の問題について若干お尋ねしたいと思つております。現在こういった面は、あつて簡易保険年金福祉事業団がやっておられるようでありまして、そのうちで私のお尋ねしたいのは、簡易保険診療所、これが全国で二十九カ所設置せられておる、これは資料によつて拝見をしてわかつておるのです。しかし二十九カ所と申しますと、日本全国から見ますと、ある地方によつては全然診療所がないといふことが、この配置状況を見ても痛感されます。このパンフレットを見ておるのですが、たとえば東海方面にしても三重県にないとか、あるいは近畿方面でも兵庫にないとか、出雲、あの日本海の方では鳥取の東方面は全然ない。あるいは四国へ来れば高知県、北海道のほうへ参れば、もちろんあれだけ広いところに三カ所、うち札幌に二カ所あつて、そのあとに釧路がある程度。それから東北の場合ですと、福島、山形、青森、こういう

方面には診療所が一つもない。それから関東でも茨城、山梨、埼玉にない。さらに信越方面に参りますと新潟にもない。北陸でも富山、福井がない。こういったような状況ですが、この簡易保険の診療所、かつて戦前にはたいへんな数があったようです。もちろんあの当時と今日の情勢は非常に変わつておると思うのですが、しかし診療所を設けて、できるだけこの加入者の方々の健康増進に寄与しようというので、ある程度古い伝統もある診療施設だと思つて、その点からまいりますと全然手の届かないところ、こういったところが非常に多いんじゃないかと思うのですが、このことについてどういふふうにお考えになつておられますか。

○野田政府委員 御指摘のように、戦前の簡易保険の健康相談所というのは全国に約三百五十もございまして、結核予防なりあるいは花柳病の予防というような点で非常に大きな機能を果たしたと御指摘のとおりでございますが、戦後独占が廃止されたこと等との関連でございまして、特にならば最近では社会保険制度が普及をいたしてきております。したがって、戦前と同じような形での簡易保険診療所におきまして軽費診療——軽費というのは非常に軽い費用、少ない費用という意味ですが、軽費診療の効果が従前に比べて非常に薄れてきておる。それでは何が薄れていないかといひますと、社会保険適用外のたとえば健康診断というようなもの、あるいは巡回をいたしまして無医村あたりを疾病予防その他で回る、こういうことで非常な成果をあげておるのでございますが、御指摘のようにわずか全国二十九カ所の診療所ではなかなかそれほどのこともできないのでございします。今後におきましては、これも社会保険の診療対象外になっております成人病対策としての健康診断というような業務を中心にして加入者の健康保持につとめてまいりたい、このように考えております。

現在二十九カ所の診療所のうち二十八カ所、一カ所を除きましてこれらの成人病対策としての簡

易人間ドックの施設というようなのが完成をいたしております。こういう方向で機能を発揮してきたい、このように考えております。

○久保(等)委員 それと、診療所もそうですが、同時に特に診療車、レントゲンの設備もあるだろうと思うのですが、この診療車の設置台数が二十七台あるようにこの書類を見てわかつたのですが、診療車、特にレントゲン車のようなものが、こういったものは診療所以上にむしろ必要性があるんじゃないかと思つておる。この診療所の設置せられておるところは必ずしも都市ですから、診療所の所在地には当然一般の医療機関もあるだろうと思つておる。そういう医療機関がどこにもないといったような僻地、こういったところこそ診療施設が必要だと思つておる。それがために一番手つとり早い話は、この診療車、診療カーというものが非常に有効ではないかと思つておる。診療カーが各診療所に一台ずつぐらいある状況じゃないかと思つておる。しかし診療所が二十九カ所、診療車が二十七台ですから、診療車のない診療所もあるんじゃないかと思つておる。この診療車こそむしろ台数をふやして、しかも先ほど申し上げた診療所のないようなところへ巡回をして診療を行なう、これは非常に喜ばれておるんじゃないかと思つておる。また非常にこの必要性能が高いだろと思つておる。手元にいた資料によりまして、診療人員は、昭和三十七年度からの傾向を見ますと、診療所内における診療、治療、こういったことの利用者は年々非常にふえ、したがって、約十年前と今日と比較いたしますと倍程度の利用者があるようです。ところが巡回診療ですから、当然診療カーによる診療だろうと思つておる。これはむしろ年々少し減りぎみのような感じさえするわけなんです。私はいまお尋ねしたり意見も交えてお聞きしておりますが、むしろ逆行しておるような実績になつておると思つておる。そこらについてどうなふうにお考えになりますか。

○野田政府委員 先ほど御指摘の診療自動車でござ

いますが、これは二十九の診療所のうち、たしか高松にございまして簡易保険の診療所、これは診療自動車のかかりに診療艇、船を用ひまして、大瀬戸内海一帯の島々を診療して歩く、こういうシステムでございまして、それを除きました診療所は全部診療車は持つておるはずでございします。しかも最近、疾病構造の変化といひますか、レントゲン車等も横になつたまま特に胃の部分で撮影できるマリーゲン車に切りかへつてありまして、これは大体もうほとんどの診療所全部それに切りかわつておる、このように考えております。もう一つ、巡回診療人員がそれほど顕著には減つておりませんけれども、少しづつ増減がございします。これにつきましては大体が特定郵便局長が中心になるわけでございますが、その地域の郵政関係の機関のほうで地元公共団体等と連絡をとりまして、大体半年ごとあるいは四半期ごとくらいに希望をとりまして、逐次事業団の本部なりあるいは診療所に連絡をとりまして、一応スケジュールをつくりまして巡回診療に出かけると、こういうことでございします。ただ簡易保険福祉事業団のほうから一方的に飛び出すということではなくて、地元の要請に応じて、またお医者さんがずっと長くいらつたりしたようなところは要請があつても行けませんけれども、そういう双方の合意といひますか、そういうことで人間に少し増減があるようにございしますが、特段に減つておるあるいはふえておる、こういうふうにも見受けられませんが、その需要も大体横ばい、こういう状況といふふうにおかれれば判断をいたしております。

○久保(等)委員 この巡回をやる診療車ですが、これがはたしてその担当地域をまんべんなく回れておるのかどうか、これはいろいろお聞きしたいとは思う。この巡回をやる診療車ですが、所在する県内くらいは当然回つておるのだらうと思つておる。たとえば四国の場合だったら高知、最も地域的には広い地域ですが、ここには診療所がない。ということになつてくると、どこかの車が行つ

ておるのか知りませんが、そういう問題である

か、先ほど申し上げたような診療所のない地域で、巡回診療が必要じゃないかと思つておる。しかも特に、都市ならまだいざという場合には民間の医療施設を利用することもできると思つておる。僻地なんかの場合にはそういったこともできない。そういったところにある程度定期的に回つてまいらなければならないと思つておる。そういった点から申しますと、いづれにしてもこの診療自動車そのものの台数はきつめて少ないと思つておる。全国でわずかに二十七台くらいしかないということでは非常に少ないと思つておる。したがって、町中であれば、これはかりに診療所あるいは巡回車がなくてもまあ何とか事足りると思つておる。そういうたない地域にこそ、こういった簡易保険の医療施設というものが利用できるようなことを考えていくべきだと思つておる。それには、いま申し上げた車をもう少しふやす、そして巡回回数もふやすということと、ろまではないかと思つておる。とにかく行けなかつたところにもぜひ診療車が巡回して回つていけるという体制をつくるべきだと思つておる。これはこまかく聞かないとわかりませんけれども、いづれにしても、たとえば四十六年あたりの九万四千三百五十五人の受診者があるといひます、これは全国的に見た場合には全くほんの一部の方だけだと思つておる。都市というよりもむしろいなか、山間僻地、こういった方面に対する診療車の活用なり利用をできるだけやっていくようなことを考えるべきだと思つておる。この診療車の増設配置について、ぜひひとつ特別に今後お考えいただきたいと思つておる。どうなふうにお考えになりますか。

○野田政府委員 先ほど一つ申し落としましたけれども、最近、診療の高度化といひますか、やはり無医村あるいは僻地の地等におきまして、ただ一日ぐらいの巡回診療で、ただ診療だけを受けるといふことについての希望がやはり幾ぶんは

減つてきておるようでございます。したがって、そういう点も含めましてわれわれは検討しなければならぬと思つてございまして、最近、非常に顯著な例として、沖縄が日本に復帰をいたしまして、御承知のとおり非常に医療関係の施設その他が不備でございますが、実は、復帰の記念といたしまして、一昨年と去年、それぞれ診療自動車、沖繩本島に二度運びまして、合計四台運びまして、大体二週間ぐらいにわたつて全島くまなく診療をして、非常に感謝をされた、こういう例もございまして、したがって、これは非常に顯著な例でございまして、やはりそういう地域、地域の特性あるいは地域の方々の要望というふうなものを十分勘案いたしまして、先生御指摘の趣旨に沿つてなお十分検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○久保等委員 私、ただいまの問題については、地域、地域の実情そのものも、おそらくあまり掌握できてないだらうと思つております。また、その簡易保険の診療車によつて診療をしてもらおう、そういう施設があるのだということ自体もあまり理解されておらないと思つております。この程度の数では、だから、またかりに希望者があつても、こちらが応じ切れるような体制にはないと思つて、それから、車だけではもちろんものの用に立たないで、やはり医師の問題があるんです、なかなか簡単にはいかないと思つて、すけれども、しかし、いすれにしても二十七合程度の診療車では、これは本来の目的を達するのにはあまりにも少な過ぎる、あまりにも貧弱じゃないかと思つて、そういう点で、今後十分に力を入れて、この方面の増車配置についてお考えを願ひたいと思つて、

それから、これも時間がありまけんから、非常に大きな問題なんです、簡単に要望を申し上げておきたいと思つて、これは私の考へつたことなんですけれども、社会福祉施設の方面に、一体簡易保険の福祉事業として手が出せないものだらうかどうだらうか。私はこういう方面もぜひ

ひとつ開拓をしてやつてもらいたい、こう思つて、です。それは、御承知のように社会保障制度の充実がやましくいわれておりますけれども、今日、たとえば心身障害者等の施設というものは国の手によつてはほとんどなされておらない、民間の篤志家にむしろゆだねておるというのが実態だと思つて、それで、簡易保険福祉事業団がやつております事業も、いおぼこいつた加入者ホームあるいは保養所、センター、こういったものが、多々あります、多々多いのはけつこうなんです、が、しかし、これらはむしろどちらかといへば、日の当たつておる方々にさらに日に当たつてもらおうという性格を持ったものだと思うんです、こういう施設を利用しようにも、非常に心身障害者で、むしろ人前に出ることさえできないような非常にお気の毒な方々が多いわけなんです、ういつたことが最近いろいろな形で具体的に出て、たとえば宮城まり子さんですか、ねむの木学園といったもの、そういったものが非常に世間の注目を浴びておりますが、ああいったようなものをわれわれ聞くと、国がもう少し何とか手を積極的に差し伸べられないものだらうかという感じがいたします。一女性の篤志家があれだけ涙ぐましい奮闘をしておられる、こういふことを考えると、もちろん加入者ホームもけつこうです、大いにやつてもらいたいと思つて、私はそういう点で決してこれにブレーキをかけようと思つてませんから、積極的にやつてもらいたいと思つて、が、しかし、社会福祉施設の方面に一体取り組みないものだらうかという感じがしてゐるんです。

これはまた非常に言うことはやさしくて、実施するとなるとたいへんな事業であることは私も若干承知をいたしております。北海道方面で民間の施設等を見て痛感しているのですが、同じ心身障害者といつても、これまで千差万別ですから非常にむずかしいのですが、しかし、たとえば一例をあげると、心のほうの障害者、これがかりに二十になる、三十歳になる、年をとつてまいる。肉体的にはこれはもう一人前ないしはそれ以上に非

常に元氣なんです、精神者ですから一般的な仕事はできない。しかし力仕事なんかやらせれば、これは一般の人よりもはるかに有能な力を持つておる。小さいときは親がいろいろめんどうを見てどうにか世の中を渡つていきますが、いよいよ大きくなつた場合、親はなくなる、しかしこの人間は社会に一本立ちをすることはできない。こういふものなんか考へてみますと、案外、そういつた人たちに大ぜい集まつてもらつて、そういった人たちが生産性をあげる。たとえば豚を飼う、鶏を飼う、こういったような単純作業はきつめて喜んで、しかも普通の人と違つて、むしろ何年やつておつても飽きもしないで、非常に一生懸命で喜々として働いてゐる、こういふようなことを、私、北海道の施設で経験したことがあるのですけれども、とにかく心身障害者といつても千差万別です、全部をひつくるめてやりなさいというふうな暴論を吐こうとは思つておらないのですけれども、そういう方面に何か研究をしてもらつてやつてもらえるならば、簡易保険というものがそういう社会福祉事業、特に一般が手が出せない方面に手を出してやつていくことは非常にいろいろな意味において私は有益なことだと思つて、非常に喜ばれるのではないかとと思つておるのです。もちろん加入者なり加入者の家族を対象にするといふことで考へていければ、こういふ仕事こそ私は、厚生省もやつてゐるが郵政省もやつてゐる、どこでもやれるところがあつたら大いにやつてもらいたいと思つてゐるんです。あまりなわ張り争いで、いやそれは厚生省の所管だといつたやうなことではなくて、幸い福祉事業団でいろいろ福祉施策のことをやつておられるのですから、もう一步を進めて、こういふことについて研究を願ひ、できればひとつやれるところから、やれる範囲内においてやつてもらいたいと思つて、す。あまり出ない意見かもしれませんが、そんなふうに考へますが、いかに考へますか。これは局長、大臣等からお答を願つて、私の持ち時間が

終つたようでありますから、きょうの質問はこれで終わります。

○野田政府委員 御指摘のとおり、例としてあげられました心身障害者の関係の施設につきまして、実は簡易保険も進出をいたしたいという一般的な希望としては持つておるのでございまして、本質論といたしまして、その設置運営に要する経費が加入者の払い込んでいた保険料から出ておるといふこと、それから、一応福祉施設の性格というものが剰余金の現物配当的な性格を持つておるといふこと、それから現在の、たとえば加入者の福祉施設、会館とかセンターとかホームとかいふものの自体の需要すらまだほとんど満たして切れないという実情からいたしますと、なかなか実は困難であらうか、このように考へます、現実には経営をいたしておりますいわゆる老人ホームの建設につきましても、すでに四十三三年ぐらゐで打ち切つております。と申しますのは、やはりいろいろ技術的に、いろいろな知識、技能も必要でございまして、さらに一番のネックになりますのは、非常に経費がかかる、こういうことでございまして。

したがしまして、今後われわれの方向といたしましては、簡易保険の福祉施設の性格からいたしますと、大体現在経営しております加入者ホーム、いわゆる老人ホームが、収支率というのが大体百円の収入に対して五百円の支出ぐらいの割合になつておるわけでございまして、なお余力のある方からは大体原価ぐらゐの料金を徴して、そういうたといふ老人ホームなら老人ホームをつくる、あるいは御提案のありました心身障害者につきましても、いまの国の現状からいたしますと、それは絶対量が不足しておると思つてございまして、そういう、ある程度そこに入つておられる方から経費の負担をいたされるような方の施設等も十分世の中のためになると思つてございまして、そういう点、なお検討をさせていただきます。このように考へております。

一点の保険料率の引き下げにつきまして、現在各種の制約から、正味保険料が簡易保険におきましては民間保険に比べていささか見劣りする、こういうこととございます。そこでわれわれといたしまして、昭和四十五年の国勢調査に基づきます第十三回の生命表が厚生省から近々発表されるはずになっておりますが、これを契機といたしまして、なお予定利率の引き上げ等を含めまして、この九月あるいは十月に保険料を少なくとも一〇%以上、各保険種類によって違いますが、こういうふうな引き下げをいきたい、このように計画をいたしております。

そのほか、これは法律事項ではございませんけれども、一昨日、四月一日から剰余金の増配をいたしましたはかに、本年中に、これは約款の改正を行なえるものとございますが、還付金の支払比率を引き上げる、あるいは保険金の削減支払比率を緩和する、幼児の場合の保険金の支払い制限を緩和する、こういう措置を急速に講じていきたい、このように計画を進めております。

○田中(昭)委員 いまいろいろおっしゃいましたが、もう少し根拠のある具体的なお話をしなければ、ただそういう、何と申しますか専門的なおことばでおっしゃっておるから私たちわかりにくい面もありますが、いまおっしゃった中で、さしあ

たつて保険料を引き下げるといふ問題でございませうけれども、いま報道されております、先ほど午前中の委員会でも阿部委員から質問がありましたときに答えになりました、いわゆる生命表を改正するという問題ですけれども、これについて先ほどお答えになりました中で、保険料率を一〇%以上引き下げます。現時点においても、保険料率は民保と比べても簡保が安いとはいえない。そしてこの物価の激しい上昇の中で、ただそういう程度のものでどういふ基礎を持っておるものかということについてはまだ説明がないわけですが、保険料を引き下げる問題でいえば、まあ率はそのくらいとしまして、それじゃそれをいつから実行するか。私は保険局がかってにすばつとできるわけ

じゃないと思ひますね。たしか審議会が何かあるはずですから、それにかけなければならぬ。そうしますと、実際保険料を下げるのがことしの秋なのか、秋というのには審議会にかけるのが秋なのか、そういう問題がございませう。それから剰余金は今度は逆に減少させる、こういうこととございませうけれども、これは先ほど私が最初に言いました大蔵省の指導によつて、このインフレの目減り、また生命表が古いために予定死亡率がずっと低下している——死亡率が低下しているというのかどうか知りませんが、そういうことによつて保険会社は契約者に対する配当の還元を相当行なうということになつておるわけですね。そうしますと、私は簡保にも当然そういう内容のものがあるはずだと思ひます。そういう点をお聞きしなければ、私は安心できないわけですが、私も、いまあなたことしの秋と言われたのですが、この秋に保険料を下げるのですか。それとも秋ごろまでに審議会に諮問が何かして答申を得るのですか。それともただ諮問だけするのですか。それ

と、いまの剰余金を下げるというのとは大体思ひつきで言われたのかどうか、はつきりした計算基礎があるのかどうか、あるかないかだけお答え願ひたい。

○野田政府委員 保険料の引き下げにつきましては、実情を申し上げますと、厚生省の第十三回生命表の発表待ちでございまして、現在ではこれを九月一日から引き下げるか十月一日から引き下げるか、この点が未定であります。なお手続的に郵政審議会の審議を経なければなりません。この手続はまだ済んでおりません。しかしまづ現時点では、九月一日か十月一日かという点に於いて、現在計画しておりますのが、全保険種類につきまして、平均いたしますと現行の保険料に比べまして大体一三%ぐらいの引き下げ率になる計画でございますが、これがなお詰まるかどうかという点について検討をしております。

なお、先生御指摘の民間保険におきまして二〇%

あるいは三〇%の料率引き下げというお話がございまして、これは民間保険と簡易保険は保険の主力商品その他が違ひまして、民間保険はたとえば五倍型、十倍型あるいは十五倍型というような定期保険を付しました養老保険、これが主力になつております。しかも非常に長期にわたる二十年、三十年という契約が主力でございまして、簡易保険の場合の主力商品というのは大体十五年満期、しかも定期保険がついておりまして、これが大体二倍型ないしは三倍型という、保険種類によつて非常に保険料率の引き下げの割合というものが違つてくるという点をひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○田中(昭)委員 大臣にお尋ねします。

先ほどこの生命表のこと、大臣は何か総理が予算委員会が何かでそういうことを言つたというやうなことをおっしゃいましたけれども、私が聞いているのは、そうじゃないのです。何か先月の二十八日の参議院の大蔵委員会ではつきり生命表はこれは四十四年からそのまゝ使つてゐるわけですから、四十四年から現在までといへばこれは相当契約者の寿命も平均的にも延びておりまじやうし、また健康管理も行き届いてそういう死亡率も少なくなつておりますし、そういうことから考えれば、そのときのいわゆる二十八日の総理の答弁はもうはつきり、これは変えるのだ、郵政省にさつそく研究させるのだ、そして新しい生命表を適用して保険料を五年ぶりに引き下げるといふ御回答があつたように報道されておりますが……

○原田国務大臣 そのとおりでございまして、私は先ほど答弁したときには予算委員会であるとは言わなかつたので、予算委員会がどこかで、こういうことを言つたので、いまあなたが言つたやつは大蔵委員会が正確であらうと思ひます。その答弁は、あのときも申しましたが、総理は郵政大臣をされたからよくこのことについては御存じであらうというふうに申したのであります。総理の答弁のためには郵政省からもそれらに對す

るところの考え方というのが十分述べてございまして、これを総理大臣が御答弁になつて、いま五年前云々というお話が出ましたが、私の承知いたしておりますのは、四十五年に国勢調査が行なわれて、それによる生命表というものが出てくる、ことしはそれを要するから、それを総理は変えさすという発言をなさつたかといふ受け取つたわけでございますが、変わりますから、それを受け取りまして私どものほうは料率の引き下げを行なう、秋にはそのことを行なう、こういうこととございまして、その間には差異がない、このやうに心得ております。

○田中(昭)委員 一応そのいきさつはわかりました。そこで先ほどの時期ですけれども、九月か十月というのはどういうことですか。もう一ぺんお答え願ひたい。

○野田政府委員 実は九月一日が簡易保険の奨励年度の年度がわりになるわけでございます。したがつて、その新奨励年度のスタートにひとつ景気づけといひますか、そういう形で保険料の大幅引き下げというのはいろいろな意味からいって非常に有意義であらうという考え方が一つございませう。もう一つは、十月一日から簡易生命保険法、現在審議していただいておりますこれが可決いたされた場合には、定期保険についての最高制限額が五百万になります。これを記念してその際に行なうか、いまの考え方では、手続的に完了し次第できるだけ早いほうがいいのではないかと、このが私どもの意見であります。まだ局内でも十分議論を尽くしてない、こういう実情でございませう。

○田中(昭)委員 ちょっとおそいんじゃないですか、大臣。それは政府のやることですから早くないことは承知しておりますけれども、民間では団体保険はもう四月一日から保険料率を二五%下げているのです。そのほかの保険の保険料もずっと下げているのです。そうしますと、昨年からのことし、こういうふうないへんな物価狂乱、物価上昇に對して、国民は貯金の目減りとかそういうものを

何とかしてもらいたい、そしてまた簡易保険にかかっている人は零細な保険料を納めておる人たちだと思ふのです。その反面、いまそのように民保のほうでは保険料がどんどん引き下げられていくという状況を見ますと、どうも簡保がそんなのんびりするようなことでは、總需要抑制は總需要抑制でしようけれども、私はこういふときこそ簡保が率先して、そのインフレによる補償的なものでも政府が先んじてやるべきじゃないだろうか、こういうような気持ちが出て来ないわけでもないが、この点ひとついろいろな事務的なことでむずかしい問題があることは承知しますけれども、私の言つておりますその根本は、いわゆる零細な保険料を積み立てた人に対して何かそういう補償をしてやるといふ方向については大臣も御賛成できますでしょうか、どうでしょうか。

○原田国務大臣 料率の引き下げにつきましてはおっしゃるとおりで、田中さんの言つておられることはよく理解ができるわけでございます。これを実現するために生命表というのがもっと早く出てくればおりますと、これを根拠にいたしまして事務的な手続を早める、こういうことがございましてございまして、いままだ生命表ができておりませんので、事務的にはこれが出てきて、そして実現できるのは、局長がいま言つたということに尽きておると思ひますが、なお一そう努力をいたしまして、できるだけ可及的すみやかに御期待に沿えるように努力をいたしてみたいと存じます。

○田中(昭)委員 そこでもう少しこの生命表のことで掘り下げておきたいのですが、生命表はいわゆる当然変えていかなければならないということにはもうはつきりいたしておるわけですが、いままで申し上げましたように、民間保険会社ではもうこれははつきり予定死亡率よりもずっと下回つた実情ですね。そういうもので、そのことによりましていわゆる契約者に対する配当金の割増しといふことです、ここで報道されておるところによりまして、そういうものを何か死差益分というふうで

すね、この死差益分で生命保険会社のはうで加入者における配当しようという金が大体百五十億ある、それからそのほかにも臨時の配当として、これは結局物価上昇によりましてこの目減り分、これに相当する分を何とか契約者に返したいといふことで、これが大体民保の業界の全体で約二百億、そのほか特別配当の手直しとして、いまの生命表が変わつてくるために、長期契約の場合にはそれだけまた配当金を多く出さなければならぬ、そういうための配当金が百五十億、大体これでは五百億あるそうです。そのほか経済の成長によつて自然増収分が同じ金額の五百億ある、こういう報道がされております。結局合計千億円のほうに上つては契約者に返す、こういう状況です。そうしますと、それぞれについて、私は簡保にもそういう内容があるのではないかと、先ほどからこう申し上げましたら、絶対あるというふうな考え方の方でございますから、こういうものは具体的に簡保の場合にどういふふうにございまして、この計算、大体の目安でつけようございまして、それから、いわゆる死差益分といふこと、そういうものに該当する簡保のいわゆる剰余金といふのはどのくらいございまして。

○野田政府委員 簡易保険におきまして経営上生じた剰余金は、これは全部契約者または保険金受け取り人に支払うことになっております。昭和四十一年度以降昭和四十九年度まで、一年を除きまして、八年間引き続いてこの剰余金の分配を、これは上積み分配として行なつております。御承知のとおり、簡易保険は確定配当でございます、契約を締結をいたしました際に、十年養老保険、三十歳加入については剰余金幾らというふうなことで約款において約束をしております。その約款で約束をいたしました以上死差金があるいは利益、附加金というふうなものから剰余金が出た場合は、これを上積み配当としてここ八年間引き続いてやつております。昭和四十八年度におきまして剰余金を先般の郵政審議会におきまして御審

議をお願いしまして、ことしの四月一日から剰余金として増配をいたします額が、これは先ほど申し上げました既定の約款に基づきます確定配当の、さらに各年度のほかに上積みになる額であります。昭和四十九年度新しく上積みします分が大体七百三十億でございます。このうち御指摘の死差といふのが大体六割くらいになっております。四百五十億ちょっとという数字が死差益でございます。

そのほか利益、附加金、これは大体二〇〇程度のもので配当いたしました。ただ運用の形態が民間保険と違いますので、民間保険がことし行ないましたいわゆる通常の利益配当、利益配当、死差配当のほかに、これは四十七年度から実行しておりますけれども、特別配当、いわゆる八十六条準備金の取りくずしといふこと、こういう制度が私どものほうにはないわけでありまして、そのほか、今回はインフレ対策といふことで、これは大蔵省の指導によりまして臨時の配当、詳細についてはまだはつきりいたしておりませんけれども、株の売買益といふもの、あるいは不動産に対する評価益といふようなもの、いわゆるキャピタルゲイン、これを引き当てて臨時配当を行なう。この配当につきましては、遺憾ながらわれわれの運用法におきましては、不動産の取得あるいは株式の売買といふようなもの、株式の保有というふうなものは認められておりませんので、できるだけ経営内容を改善する、あるいは新規契約を多量にとるといふことによつて、いま申し上げました死差、利益、それから附加金、これを増大をしまして剰余金を増配をしていく以外に現在の制度的なものとしてはないわけでございます。

○田中(昭)委員 ちょっととはつきりしない点もありましたけれども、いわゆる死差益分に相当するものでも大体六百億ですか、そういうものがあるといふことですね。そうしますと、いまのお話では臨時配当にするようなものはない。それは保険積み立て金の運用が不動産などがないから、そういうことですけれども、そうなつてきますと、現段階においても民保のほうでは保険料を納めて三年

目からもう配当がある。その配当も同じ保険の種類で見ても、相当簡保のほう割合がよくありませんね。十五年養老で百万円で見ても、これは昨年調べたものですけれども、三十歳のときに加入したとして、いわゆる簡保のほうでは配当金に相当する剰余金ですか、これが二十六万八千円、しかし民保のほうでは三十四万三千円。そうしますと、インフレによつて自分が貯金したものが目減りするといふ段階で、片方は臨時配当も死差益分もそれから特別な配当もいろいろにもらへるという保険の商品と、簡保のほうはいわゆる通常の場合でも配当金は少ないという、それも満期にならなければ、支払いが確定しなければならぬといふ、そういういわゆる契約者に対するサービスといふこと、サービスといふことは当てはまらないけれども、さういふことばは当てはまらないけれども、さういふところ、午前中もあつたように簡保が非常にイメージダウンして、これはもうさうです。ことし四月から保険料を下げたとして民間保険の無審査の保険がどんどん進出してきたら、簡保のほうはどうなりますか。太刀打ちできないでしょう。また外国資本の保険会社も営業するといふようなことを考えますと、さうすると、簡保といふいわゆる国の事業の信用といふすかメリット、そういうものに對するイメージダウンもはなはだしい、こういうふうにいふわけにはならないんじゃないかと思ひます。いわゆる民間保険会社がかりに臨時配当をやる、こういうようにきめましますと、当然私はこれと同様のものを簡保でも考えなければならぬといふようなことをいま申し上げたわけでございますけれども、それができないとするならば、かりにいまいちる報道されておりますように、契約の途中で他の商品に変えることができるか、また途中で保険金の増額をしてよろしいとか、こういう新しい商品の開発も考えていかなければならないのではない

か、このように思いますが、どうでしょう。

○野田政府委員 御指摘の点は、こういふことだろ
うと私想像いたします。国民生活審議会の答申の
中にもございまして、既契約が合理的に新種保
険に転換される方式などが開示されることが望ま
しい」といふことで消費者保護といふことが、契約者
保護の答申をいたしてございまして、この
望まれる方式の例として、保険金額を中途で
増額する中途増額が可能な方式、これが一つ。さ
らに二点目として、いま先生が例としてあげ
られました既契約が新契約に合理的に転換され
る方式、この二つが例示されておるのでござい
ます。

私も考えますに、保険金額の中途増額につ
いては、逆選択の危険が伴いますので、既契約
にたいして点があるわけですが、既契約を
新種保険の契約に変更する方法については、い
ろいろ検討はいたしておりますけれども、実は取
扱いが簡便で有効な方式というのがなかなか見
つかりませんので、まだ結論を出すに至っており
ません。しかしながら、現在簡易保険の制度とい
ましては、普通終身保険を普通養老保険に変更
すること、保険期間を短くすること、保険料払い
込み期間を短縮すること、保険金額を減額するこ
と、さらに以後保険料の払い込みを要しない保険
料払い済み保険契約に変更するといふような一応
保険契約の転換の制度というものは設けて、現在
の制度上も存在をいたしております。

○田中(昭)委員 それでは少し数字的なことで、
私は現在の簡易の資産について確認しておきま
す、四十七年未で簡易資産が約三兆七千億で
すね。間違いないですね。——剰余金が約七百
億、合計三兆七千七百億。これも大体毎年相
当な増加ですね。そしてその中で責任準備金、い
わゆる保険が支払われる場合の積み立て金とい
いますか、こういうものが四十七年で約三兆四百
億、これもすつとふえてきております。大臣、こ
ういふ金があるんです。これは四十六年が三兆四
千八百億ですからね。四十七年だけでふえた分が、

準備金だけで五千六百億円ですよ。これが零細な
いわゆる庶民から簡易保険料として集められたも
のの準備金だけの増が約六千億に近い。

そこで、こういうことを考えながら、私はここ
でもう一つ、いまの審議会で出ております新しい
方法の中で、このお尋ねしておきますが、民保
のほうで無審査契約の保険金の削減支払い制度と
いうのがございまして、つまり契約者が契約後二
年以内に死亡した場合に、その契約保険金は幾
らか削減されて支払われてきました。これは簡保
のほうにもこういうものがある、こう思います。
簡保は一年半です。相当削減されるそうです。
これを今度廃止しようというのです。これもいわ
ゆる物価の大幅上昇の中で契約者を保護するとい
う必要がある、そういうことも含めて、こういう制
度はなくして、そして契約条件を抜本的に改
善するといふことでございまして、簡保の場合に
は一年半の削減支払い制度についても当然私は洗
い直す必要があるかと思ひますが、これはどうで
すか。

○野田政府委員 生命保険協会が監督官庁であり
ます大蔵省に、諮問のとおり早急に撤廃すべきで
あるという回答をいたしてございまして、現在の時
点におきましては、まだ実施には移っていないわけ
であります。簡易保険におきまして、これは全部
無審査保険であります、御指摘のとおり全種類
にわたります。削減事項が設けられております。
現在の簡易保険の募集の実態からいいますと、
現在の時点におきまして簡易保険の保険契約の保
険金削減支払いの制度を全面的に撤廃をするとい
うことは、なお私どもとしてはいささか踏み切れ
ないところでございまして、しかしながら現在検討
いたしておりますのは、これを大幅に緩和をいた
していきたい、このように考えております。

例を申し上げます。十年払い終身、普通養老保
険につきましては、現行は一年以内の死亡に対し
ましては三〇％を払っておりますが、これを今後
五〇％を支払うように改正をいたしたい。一年六
ヵ月以内の死亡については、四〇％を削減をいた

しまして六〇％支払っておりますが、これを八
〇％にするか九〇％にするか、現在検討いたして
おります。この削減率を大幅に緩和をいたしたい
といふことで現在検討を進めておりました、これ
また先ほど申し上げましたように、ことしの秋に
は実施に移したい、このように計画を進めていま
す。

○田中(昭)委員 大臣、よそがやらなければやら
ぬというような体質はよくないと思ひます。す
何としまして国が弱い立場の人を保護するといふこ
とを前提に考えていくならば——よそがやっても
いまの話じゃやらないといふのです。少し緩和
するといふような話です。これは大蔵省の指導に
よつてこういうあれは廃止する、民保のほうもき
めておられるのです。これは、審議会の答申はもち
ろんなされておりますけれども、私、簡保の削減
の対象になります件数なり金額を調べてみました
こと、やはりこれはずっと減つております。とい
うことは、それだけやはり国民の健康管理が行き届
いて、契約して一年半とか二年以内に死んでしま
う死亡事故が起こるといふことが少なくなるのは
当然ですね。それはいろいろいままでの簡保の事
業費をとつておくとかそういうことはありまし
うけれども、私は、保険金を納めた額くらいは返
してやるのが当然だ、そういうような気持ちでし
てならないわけですね。大臣いかがでしょう、基
本的に。

○原田国務大臣 いま御指摘がありました、大
蔵省が担当しておる民保のほうはやらなければ国
のほうの簡保はやらぬ、こういう姿勢ではないか
ぬじやないかというところですが、全くそれはその
とおりだと思ひます。ただ、冒頭に局長が言いま
したように、おのずから目ざしておるところが違
うといふことで、民間の保険会社が行なえること
でこちらの簡保では行なえないことがあることも
御了解を賜わつておるところだと思ひます。いま
目減りをどうするかといふ問題と関連して、国
民の要求するところも非常に多様化して、お
る。それにこたえるために、保険事業といえども

いろいろ手だてをして対処していくといふこと
は、あなたがたおっしゃる御意見に私も全面的に賛
成であります。したがって、いま局長が言つてお
りますように、たとえば一年以内で死んだ者に、
民間ではこれはもう減額しないといふところ、こ
ういふお話ですが、これは私は局長の答弁を聞い
ておりますと、そういう姿勢であるけれどもま
だそこまで踏み切つてないといふことであります
が、わがほうではそれに対して具体的に秋まで
に、こういふこれこれいふ方法をもって減額
といふことの実施をしていきたい、こういうこと
を言つておるのでございまして、そのところが
はひとつお取り組みを願ひたいと思ひます。

またそのほかにも世の中には、もう配当は要ら
ぬから保険金をふやしてくれとか、そういうふう
なことをやつてくれとか、いろいろな要求が生ま
れておるわけですが、できる限りそういう
ことにこたえて——まあ、いつも民間と比べ
て、どうも政府ベースのほうではおそいじやない
かという御指摘は十分胸にこたえるところが
ございまして、それらも勘案して対処してまいり
たいと思ひます。

○田中(昭)委員 簡単に申し上げます。もう一
つ、契約者が一方的に契約を破棄できる制度、
クーリングオフ制度、こういうものがございま
すね。これはどうですか。考えられませんか。
○野田政府委員 実はただいまの御質問にお答え
する前に、先ほど募集の実態から削減ができな
いとしていたございましたのであります。
募集の実態と申しますのは、民間保険におきま
しては職業の選択を行なつております。危険な職
業につきましては契約を締結しない、あるいは特
別な保険料を取るといふようなシステム、並びに
簡易保険の契約を年齢階層別に区分いたしまし
ますと、十歳未満の契約並びに五十歳をこえた、言
うならば高齢者の契約、両方合わせますと総契約の
半分以上になります。そういう点、民間におきま
しては大体二十歳から五十歳までの保険契約が主

力になっております。そういう点からも逆選択の危険性が相当あるということが、現在の段階では削減が撤廃できない一つの理由である、こういうことをひとつつけ加えさせていただきたい、このように思います。

それからたゞいまの御指摘の冷却期間といひますか、契約の締結後一定期間熟慮再考の機会を与へ、この契約についての申し込みの撤回または解除の権利を与える制度、これは割賦販売法の四十七年の改正によりまして新しく設けられた制度であります。簡易保険の場合におきましてこの制度

を取り入れることにつきまして、検討はしましたけれども、契約の撤回を乱用する場合は多発するなど、いろいろな問題が生じてくるおそれがあろうということが考えられます。慎重に検討してまいりたい、このように考えております。ただ契約申し込みの撤回の問題は、大部分がその衝に当た

ります。外務員の無理募集、説明不足等に基因すると思われまので、今後とも外務員の指導教育等に十分意を注ぐということにいたしたいと思うのでございますが、現在のところ、いわゆるクーリングオフという制度につきまして、これをやるかやらないかにつきまして結論を得ておりません。

新規契約の大体5%、金額では現在7%になろう

としております。百件のうち七件張ですが、金額にしてそのくらいになりますね。新規契約の約七割ぐらいが失効の契約金額。件数にしても四十七年から見ましてもずっとふえてきております。金額では四十六年度では二千二十八億、四十七年度で二千四百九十一億、これはまだ金額はふえる

「委員長退席、堀山委員長代り着席」
 こういう失効と解約だけを見えますと、保険料
 ともたれませんね、こういうふえ方ですが、それ
 とまた同じ解約の状況もずっとふえております。
 新規契約に対して加入後一年以内に解約したもの
 がこれまたずっとふえております。

を取つた分だけ政府はまるまるもうけではないかといふふうなぐあいには私は考へてみたのですけれども、いろいろの説明を聞きますとそうじゃなくて、還付金とかいろいろなものがあるそうでございますが、そういうのを見ましても、この失効、解約に対しては、政府は四十六年度で十億圓、四十

出ておるようでございます。そこで、こういう内容を見てみましても、まず失効、解約がこういうように多くなってくるのはどういう根拠なのか、どういう理解を当局はしているのか。それといまのクーリングオフですが、こういうものとの関係

あるいは的確に御回答できないかと思いますが、

やはり契約者の経済的事由によるものが第一位であつた、このように記憶をいたしております。以下あるいは契約者の誤解に基づいて自分の契約した契約が違つておつたというような理由に基づくもの等々数種類のものがあつたと思いますが、一番大きな解約事由はやはり経済的理由に基づくものと記憶をいたしております。

憶いたしております。

○田中(昭)委員 それはいまあなたははっきりした数字をもって言われたと思いますが、失効は件数も金額も減っていると言うけれども、あまりいじやないのですか。四十七年度末とまうと、減っているのじやないですか。

うのははつきりしたものが出なしてしまふ。解約のほうはずつとふえてますよ。それが一つ。

〔梶山委員長代理退席、委員長着席〕

それから大臣、そういう経済的な理由で失効したり解約するものがあつて、それによつて政府はもうかっているということについてはどう考えるか。

と思うのですが、これは約款でございます

から、終身に達している一生懸命に働いてもらっているということがあります。第一番のこの保険制度の維持になつておりますから、それを抜けて出るということにとつきましては、その約款とたがうということでございますが、いまおっしゃっておりますそういうことでできた金をどうするかということにつつき

○野田政府委員 先ほどちよつと舌足らずでござい
ましたけれども、四十七年度に好転をいたして
おると申し上げましたのは、件数率並びに金額率
で申し上げました。絶対数は大体横ばいあるいは
増えています。人口、労働人口は減少してしま
うので、政府委員からいへば、増え方を言いた
いという趣意で申し上げたのであります。

若干をえておきます（田中「解約金、それは失金でしよう。解約じゃないでしよう」と呼ぶ）それで得ます。それでこの失効なりあるいは解約にございます。よって得ました——あげましたといひますから、得ました利益の処理につきましては、今後解約率を上昇させておきますか、還付金の割合を引き

第一類第十一号 通信委員会議錄第十三号 昭和四十九年四月三日

分に相当するものは三枚書かないかぬものを、一枚で切っておるからこういうものが二枚あるわけですね。それがあつたから、こういうことを記載して不正に流用される。大臣、おわかりいただけるでしょうか。これは、よく調べてみますと、複写で書いたものじゃないらうですね。やっぱり、余分にこういうものを持って自分で書いた領収証ですか、やっぱり正式な領収証じゃないか。領収証が三枚、九百万の保険金の領収証が三枚渡っているんです。もう一枚は三千万という領収証です。合計四枚です。あり得るかというんだ、こういうことが。私は、これは起こったこととさいますから、ここで法律的にどうということよりも、最初に申し上げたように、まず残った問題としては、私は、全国の簡易保険加入者が、もしもこういう正常でない領収証を持っておつて、本人は領収証だからと、正常なものだと思つておつても、これは法的に効力を発生するかどうかということを開かれた場合には、不正なものであるというようにありますと、いま言いましたような、これを悪用される、また契約者によつては効力がなくなるというように起こるかも知れませんね。そうしますと、ここでひとつ全国の簡易保険の加入者の領収証をべん調べてみてはどうでしょうか。全然もうこれ以外にないとはいへませんよ。そういう問題が一つ残りますね。

それからもう一つは、先ほど言いました、私が三番目に申し上げました第三者は、こういう国の保険料の領収証だから間違いないだろうというところでその悪いやつにだまされて、金銭貸借がそこに行なわれているわけです。そういう人は、その第三者は、国の保険領収証であるという、簡易保険という国の信用あるものであるからということとでそういう損害を受けたということになりますね。そういう人に対して何らかの処置をとらなければいけないじゃないか。先ほどの不正簡易保険の横領詐欺、全部事件を見ましても、この契約者

の手にあります大事な保険料の領収証が正当のものでないものがたくさんあるとするならば、これは国の責任において一べん点検すべきではないかと思ひますが、その二点について、ひとつ局長と大臣のお考えを聞いてみたいと思ひます。

○野田政府委員 ただいまの事件は、第一回の保険料預り証にからむ問題でございますが、これはその名が示すとおり、契約申し込み受理の段階で、かりに保険料として預かる証書でございます。したがうしまして、第二回目の保険料の払い込み以降につきましては、これは正規の領収証によつて保険料を徴収する、こういうことになるのが成規の手続でございます。取り扱い者が確かに違則の取り扱いをする場合が全然ないとは私ども申せなく、ときどき実は散見をいたしますが、これにつきましてはこのような、とにかく三百万の保険契約におきまして全期前納の保険料について第一回の保険料仮領収証を相手方に手交するという例は、実はいままでの、かつて簡易保険の歴史でもなかったらうと思ひますが、したがうしまして、先生がおっしゃいました第一回保険料預り証を点検するということは、私どもの時点ではそう緊急な課題ではないのではないかと、このように考へます。と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり、二回目の保険料の払い込み以降は正規の領収証、領収帳で事実関係が証明されるわけでございます。ただ、九州管内におきましては、その事件が起きてから二度管内に厳重な注意通告等を出してあります。私どもとしましては、昨年の暮れに、全国的に保険の第一回保険料預り証の取り扱いがある程度ルーズになっておる点について厳重な警告を発しております。

○原田国務大臣 この問題につきましては、田中さんからきょう御質問がありました。私は冒頭に、これは法的問題よりもこういう具体的な問題についてどう思ふかということでございます。いま局長が申しましたが、この事件が発生してから私の耳に入りまして、いまお話しのように二度とこういうことは起こさないようにということをま

ず強く指示をいたしました。この当該事件の起こりました九州を中心に再びこのようないことが起こらないような措置をとるようになつておることで、いま局長が答弁をいたしておるところでございます。もう一つは、何といひましても、この発生が保険から出たおつたというところは事実でございます。それで、私はこのことについて、これを先ほどお話しのように、領収証であるという認定のもとにこの者に対してとられた。その人も被害者ではございませんが、これは非常にお気の毒であるということでは申し上げられると思ひます。道義的にはじくじたるものがあると思ひますが、やっぱり保険のこのから出たおつたから、まことに申しわけないような気がいたしますが、このことにつきまして、さて法的問題となりますと、先ほどから局長が言つておりますように、法的にいま郵政省保険局としてどうするかというところは具体的にどう得ないのではないかと、こういうふうに思ふわけでございます。いずれにいたしましても、再びこういうことのないように十分注意をいたしまして、これから処していかたいと思ひます。まことに田中さんに、先ほど伺ひますと、めぐりめぐつてあなたに御迷惑をかけておるような点がございまして、この点につきましては私から遺憾の意を表明させていただきます。

○田中(昭)委員 保険局長さん、最後のあなたの答弁ですけれども、そういう事実関係が、かりに事実関係を判断する場合に、それは契約してないかつたから、それから第一回の領収証はかりに間違つておつても、第二回の領収証が発行された段階で正常になるからというように、ただ当局の当事者の逃げ口上にしかならないと私は思ふわけてならないのです。この簡易保険が国の事業となつておることを考えれば、そういうことだけではたいへん私はまだ理解に苦しむところが多うございします。第一回であろうと第二回であろうとも、保険の領収証が正当でないものが保険契約者に手渡されておるけれども、その契約者は知らないためにそのままになつておる。そういう

うことは、私は行政としてそういう結果のものを残しておくことについては、これまたたいへん不満であります。

それから、いま大臣のお答えでございますが、局長さんに申し上げたようなことと同じく、ここで遺憾の意を表明していただいても、これに関連して起こつてきた損害、迷惑、人間のいろいろなことがこれをもとにして起こつておる。でありますから、司直の手も入つて、新聞にも大きく報道されて社会的な問題になつたのです。現地では、それと、こういう不正について毎年ここで大臣から決意のほどを聞きまします。私は去年もこのことについては指摘をいたしました。先ほどの久保委員に対する大臣の決意から考えますと、こういうものは絶対なくしていかなくちゃならない、こういう決意であつたのですけれども、現実はいま言つたように、一つの不正なりそういうものが巧妙になつて、質が悪くなつて、そして善意のいわゆる常識的な国民、常識的な第三者が迷惑になつておつても何の手も打つことができない。それで簡保でかけ捨てになつたり、失効になつたり、解約になつたりしている。話は違ひますけれども、郵便貯金だけでも取りに来ないものが毎年十億円ぐらい収入になつておるそうでございますけれども、先ほどの失効、解約でも、一民間会社なら別ですけれども、そういう国の事業として、取るものはほとんど取つてしまつて、人に損害を与えておいても、それは何も見てやらぬぞというやうな形は、何か今後考えなければいけないじゃないかと、いう気持ちが出ておることを強く私は申し上げて、この問題を終わつておきたいと思ひます。

最後に、時間でございますが、これはけさからも議論されておりましたように、人間の命の問題に対する保険料というものの、ギャンブル的な射幸心をあおるやうな割増し金を剰余金の中からつけてあげる、くじに当たつた人は、他人の剰余金からそれだけの賞金をもらうわけでありましようけれども、当たらない人は、当然もらふべき剰余金

がそれだけ減っておるわけでございますね。国の
総需要抑制ということでそういう割り増し金つき
預金ができたらといって、簡易生命保険にまで
そういうことをしようとすることは絶対いけな
いんじゃないか、私はこういうふうに單刀直入に、
反対せざるを得ない理由だけを申し上げておくわ
けでございます。

時間も参りましたからこれで終わりますが、い
ろいろ御回答いただきましたことについては、誠
意をもってひとつ今後取り組んでもらうことを要
望いたしまして、質問を終わります。

○廣瀬委員長 次回は明四日木曜日午前十時から
委員会を開会することとし、本日は、これにて散
会いたします。

午後五時二分散会

昭和四十九年五月二日印刷

昭和四十九年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局